

3 救援、救護、避難

3-1 災害救助法施行細則

(昭和34年12月15日神奈川県規則第90号)

最近改正 平成26年2月25日規則第8号

第1条及び第2条 削除

第3条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別に定める。

第4条 災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令 厚生省令 内務省令 大蔵省令 運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用令書 第1号様式～第1号様式の4
- (2) 公用変更令書 第2号様式
- (3) 公用取消令書 第3号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（第4号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつてはあわせて変更事項を記録しなければならない。

第5条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して直ちにこれを返さなければならない。

第6条 当該職員が規則第2条第3項の規定により、受領調書（第5号様式）を作成する場合はその物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

第7条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、第6号様式による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基き損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第8条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用令書 第7号様式
- (2) 公用取消令書 第8号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（第9号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを斜線でまつ消しなければならない。

第9条 第5条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

第10条 規則第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書

第11条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第7条第5項の規定による実費の弁償については、別に定める。

第 12 条 規則第 5 条の規定による実費弁償請求書は、第 10 号様式による。

第 13 条 法第 10 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項の規定により、当該職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、第 11 号様式による。

第 14 条 規則第 6 条の規定による扶助金支給申請書は、第 12 号様式による。

2 前項による扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区別にしたが、必要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において規則第 6 条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

附 則 (略)

様 式 (略)

災害救助法施行細則による救助の程度等

昭和40年9月10日告示第561号

改正 令和4年7月1日告示第293号

災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）第3条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第11条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和40年8月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間（昭和33年神奈川県告示第558号）及び災害救助法による実費弁償の限度（昭和33年神奈川県告示第559号）は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり330円以内とする。
- (エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、（ウ）の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。
- (オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。
- (カ) 法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、同項の規定による救助を終了する旨を公示した日）までの期間とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて（ア）に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて（イ）に掲げる要件を満たすもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

- a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、628万5,000円以内とすること。

- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
- f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
- g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(イ) 賃貸型応急住宅

- a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア) bに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア) fと同様の期間とすること。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。
- (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。
- (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
- (ウ) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	53,900円に5人を超える世帯員1人につき7,800円を加算した額
冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	82,200円に5人を超える世帯員1人につき11,300円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	18,900円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	27,400円に5人を超える世帯員1人につき3,600円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道 整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助

- b 分べん前及び分べん後の処置
 - c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。
- (エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (5) 被災者の救出
 - ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
 - イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (6) 被災した住宅の応急修理
 - ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 65万5,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 31万8,000円
 - ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。
- (7) 学用品の給与
 - ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
 - イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。
 - (ア) 教科書
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品
 - ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。
 - (ア) 教科書代
 - a 小学校児童及び中学校生徒
 - 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - b 高等学校等生徒
 - 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (イ) 文房具及び通学用品費
 - 小学校児童 1人当たり 4,700円
 - 中学校生徒 1人当たり 5,000円
 - 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円
 - エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(8) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもつて行う。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つば及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人21万3,800円以内、小人17万900円以内とする。エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(9) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(10) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。オ

死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均が13万8,300円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。

(ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 死体の搜索

(カ) 死体の処理

(キ) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

- (ア) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 2万3,600円以内
- (イ) 薬剤師 1人1日当たり 1万7,900円以内
- (ウ) 保健師及び看護師 1人1日当たり 1万7,200円以内
- (エ) 助産師 1人1日当たり 1万8,100円以内
- (オ) 准看護師 1人1日当たり 1万4,100円以内
- (カ) 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 1万6,200円以内
- (キ) 救急救命士 1人1日当たり 1万6,000円以内
- (ク) 歯科衛生士 1人1日当たり 1万5,300円以内
- (ケ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 1万5,800円以内
- (コ) 大工 1人1日当たり 2万5,600円以内
- (サ) 左官 1人1日当たり 2万7,400円以内
- (シ) とび職 1人1日当たり 2万8,000円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

- (2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

- (2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7 オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6 カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

(3)(2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

3-3 被災者生活再建支援金の概要

1 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額の合計額になります。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (1(2)アに該当)	解体 (1(2)イに該当)	長期避難 (1(2)ウに該当)	大規模半壊 (1(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住 宅 の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

３ 支給金の支給申請

(1) 申請窓口

市町村

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票（申請書にマイナンバーの記載があれば、添付不要）、預金通帳の写し等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

※被害の程度により、上記以外の書類が必要となる場合があります。

(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

3-4 災害見舞金支給額

(1) 災害弔慰金及び災害傷害・障害見舞金

死亡者又は 負傷者	弔慰金		傷害見舞金	障害見舞金
	小災害	大規模災害	小災害	大規模災害
生計中心者	75万円	500万円	5万円	250万円
その他	50万円	250万円		125万円

(2) 災害損害見舞金

種 別	区 分	金 額	
		1人世帯	2人以上世帯
全焼、全壊	住 家	50,000円	80,000円
	住家以外の建物	30,000円	
半焼、半壊	住 家	30,000円	50,000円
	住家以外の建物	20,000円	
消火損害、床上浸水、 土砂等のたい積	住 家	20,000円	30,000円
	住家以外の建物	20,000円	

※被災者生活再建支援制度による支給を受けた場合は、災害損害見舞金は支給されません。

3-5 平塚市救急医療対策実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、平塚市の区域内において、災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、この傷病者に対して迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱における災害とは、災害対策基本法に定める災害のほかこれに準ずる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者を生じたため市長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

(救急医療の範囲)

第3条 この要綱において救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容は概ね次に掲げるものとする。

- (1) 診療（薬剤又は治療材料の授与等を含む）
- (2) 緊急を要する手術その他応急の治療及び施術等の措置
- (3) 病院又は診療所への入院等
- (4) 死体の検案及び洗浄縫合等の措置
- (5) その他必要な応急医療措置

(市長の措置)

第4条

1. 市長は災害の発生を知ったときは、速やかに消防機関に救出、救護隊の出動を命じ又は警察機関に関係部隊の出動を要請するなど救急医療対策に必要な措置を講ずるとともに、県、日本赤十字社神奈川県支部その他関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ平塚市医師会に対し医師その他の医療関係者（以下「医師等」という）の出動を要請するものとする。
2. 市長は災害の状況から必要に応じ知事に対して県医療救護班又は県医師会の医師等の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請することができる。

(医師等の要請方法)

第5条 災害の発生により、市長が平塚市医師会又は知事に対して医師等の出動を要請するときは次に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合においては電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動を要する人員（班）及び機材
- (4) 出動の機関
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 救急医療活動の実施に際し市、県、平塚市医師会との緊密な連絡を維持するため、この連絡責任者を次のとおり定める。

所 属	責任区分	
	正	副
市	健康・こども部長	保育課長
県	医療危機対策本部室室長	医療危機対策本部室副室長
医師会	医師会長	経理・経済福祉担当理事

(実費弁償等の負担区分)

第7条 市長が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は市が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害においては、その適用の範囲で県がまた企業体等の施設内に発生した災害においては、その企業体の責任者が出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償を負担する。

(実費弁償)

第8条 市は出動した医師等に対して災害対策基本法の規定に準じた額に従って、前条に定めるところにより、その手当を弁償するとともに、出動した医師等が救急医療活動のために使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損について、前条に定めるところにより、その実費を時価で弁償するものとする。

(損害補償)

第9条 市は出動した医師等がそのために死亡し、負傷若しくは疾病になったときは、平塚市消防団員等公務災害補償条例の規定に従って第7条に定めるところにより、その者、又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれによって受ける損害を補償するとともに、出動した医師等に係る物件がそのために損害をうけたときは、第7条に定めるところにより、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

(救急医療活動の報告)

第10条 市長はその要請により、医師会が救護班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書の提出を求めるものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 出動の期間及び時間（人員別）
- (3) 出動者の種別、人員
- (4) 受診者数（重症、軽症別、死亡者も含む）
- (5) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の内容（数量）
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要事項

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

3-6 臨時救護所用帳票等

①平塚市災害救助診療録

(おもて)

平 塚 市 災 害 救 助 診 療 録				臨時救護所名	
				医師名	
				月 日 午前 ・ 午後	
受診者	氏 名			受 傷 場 所	職場 学校 自宅 道路 乗物 その他
	生年月日		男 ・ 女		
	住 所			状 況	
	電 話				
初診		年 月 日	午前 ・ 午後	時 分	
自覚症状		アレルギー 有 ・ 無			
既往症	体温		脈拍		呼吸
現 症	血圧		意識		瞳孔
切創 挫創 刺創 擦過創 打撲 骨折 捻挫 脱臼 熱傷 切断 縫針 整腹 創処置 麻酔 0.5 X キシロカイン 0.1 X 投薬 破傷風 抗薬					

(うら)

移送先	市民病院 共済病院 済生会湘南平塚病院 その他	搬送手段	救急車 公用車 自家用車 担送 歩行
出 発 時 間 時 分頃			
付添人氏名 (自署)			

②トリアージタグ

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施 月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者 氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施 場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施 機関	医 師 救 急 救 命 士 そ の 他
症状・診断内容 1 2 3	
処置内容	

0	(色は黒色)
I	(色は赤色)
II	(色は黄色)
III	(色は緑色)

(搬送機関用)・(収容医療機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施 月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者 氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施 場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施 機関	医 師 救 急 救 命 士 そ の 他
症状・診断内容 1 2 3	死 亡 重 篤 重 傷 中 等 症 軽 症
処置内容	

0	(色は黒色)
I	(色は赤色)
II	(色は黄色)
III	(色は緑色)

*** は必須記録項目**

* 初診日	西暦	年	月	日
* 初診医師氏名				
* 患者氏名(カタカナ)	最初の 7 文字をメディカル ID に転記			
(漢字等)	氏名不詳なら個人特定に役立つ情報(救出された場所や状況等)を記載 性別: 男・女			
* 生年月日・年齢	西暦・明治・大正・昭和・平成	年	月	日 ()歳 年齢不詳の場合は推定年齢
保険証情報	保険者番号:	記号:	番号:	
[携帯]電話番号				
* 住所	自宅: 〒 状態: ☐ 健存 ☐ 半壊 ☐ 全壊 ☐ 避難先1: ☐ 避難所名() ☐ 知人宅 ☐ テント ☐ 車内 ☐ その他 ☐ 避難先2: ☐ 避難所名() ☐ 知人宅 ☐ テント ☐ 車内 ☐ その他			
連絡先	☐ 家族・ ☐ 知人・ ☐ その他・ ☐ 連絡先なし			
職 業				

【禁忌事項等】

- ☐アレルギー
☐禁忌食物

【特記事項(常用薬等)】

- ☐抗血小板薬()
☐抗凝固薬 ☐ワーファリン()
☐糖尿病治療薬 ☐インスリン ☐経口薬 ()
☐ステロイド()
☐抗てんかん薬()
☐その他()
☐透析
☐在宅酸素療法(HOT)
☐災害時要配慮者: ☐高齢者 ☐障害者 ☐乳幼児 ☐妊婦 ☐日本語が不自由 ☐その他()

【要保護者】☐ 支援者のいない要配慮者等 該当状況: ☐ 身体的 / ☐ 精神的 / ☐ 社会的 / ☐ その他 ()

* 傷病名	* 開始 年 月 日	診察場所	* 所属・医師サイン

メディカル ID=西暦生年月日 8 桁+性別+氏名カタカナ上位 7 桁

例) 1950年09月08日生まれ 男性 トヨトミヒデヨシ⇒ 19500908Mトヨトミヒデヨ

トリアージタグ	☐ 赤 ☐ 黄 ☐ 緑 ☐ 黒 番号:
---------	---

メディカル ID								M F							
----------	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

患者氏名
(カタカナ)

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

初診医師氏名

一般診療版 J-SPEED2018 当てはまるもの全てに☑

初診日	西暦	年	月	日	再診	再々診		
Demographics	年齢	歳			日付	/		
		□0 歳, □1-14 歳, □15-64 歳, □65 歳-						
	性別	1	□ 男性		□	□		
	受診区分	2	□ 女性(妊娠なし)		□	□		
		3	□ 女性(妊娠あり)		□	□		
	4	□ 中等症(トリアージ黄色)以上		□	□			
	5	☒ 再診患者		□	□			
Health Events	外傷・環境障害	6	□ 頭頸・脊椎の重症外傷(PAT 赤)		□	□		
		7	□ 体幹の重症外傷(PAT 赤)		□	□		
		8	□ 四肢の重症外傷(PAT 赤)		□	□		
		9	□ 中等症外傷(PAT 赤以外・入院必要)		□	□		
		10	□ 軽症外傷(外来処置のみで加療可)		□	□		
		11	□ 創傷		□	□		
		12	□ 骨折		□	□		
		13	□ 熱傷		□	□		
		14	□ 溺水		□	□		
		15	□ クラッシュ症候群		□	□		
		16	□ 発熱		□	□		
		症候・感染症	17	□ 急性呼吸器感染症		□	□	
			18	□ 消化器感染症、食中毒		□	□	
			19	□ 麻疹疑い		□	□	
			20	□ 破傷風疑い		□	□	
	21		□ 急性血性下痢症		□	□		
	22		□ 緊急の感染症対応ニーズ		□	□		
	23		□ 人工透析ニーズ		□	□		
	高度医療	24	□ 外傷以外の緊急の外科的医療ニーズ		□	□		
		25	□ 感染症以外の緊急の内科的医療ニーズ		□	□		
		26	□ 災害ストレス関連諸症状		□	□		
	精神	27	□ 緊急のメンタル・ケアニーズ		□	□		
		28	□ 深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い		□	□		
	その他	29	□ 高血圧状態		□	□		
		30	□ 気管支喘息発作		□	□		
		31	□ 緊急の産科支援ニーズ		□	□		
		32	□ 皮膚疾患(外傷・熱傷以外)		□	□		
		33	□ 掲載以外の疾病		□	□		
		34	□ 緊急の栄養支援ニーズ		□	□		
		35	□ 緊急の介護/看護ケアニーズ		□	□		
	公衆衛生	36	□ 緊急の飲料水・食料支援ニーズ		□	□		
		37	□ 治療中断		□	□		
	Procedure & Outcome	実施処置	38	□ 高侵襲処置(全身麻酔・入院必要)		□	□	
			39	□ 低侵襲外科処置(縫合・デブリドマン等)		□	□	
			40	□ 四肢切断(指切断を除く)		□	□	
			41	□ 出産・帝王切開・その他産科処置		□	□	
			42	□ 医療フォロー不要(再診不要)		□	□	
転帰		43	□ 医療フォロー必要(再診指示)		□	□		
		44	□ 紹介(紹介状作成等)		□	□		
		45	□ 搬送(搬送調整実施等)		□	□		
		46	□ 入院(自施設)		□	□		
		47	□ 患者自身による診療継続拒否		□	□		
		48	□ 受診時死亡		□	□		
		49	□ 加療中の死亡		□	□		
		50	□ 長期リハビリテーションの必要性		□	□		
		Context	関連性	51	□ 直接的関連あり(災害による外傷等)		□	□
				52	□ 間接的(環境変化による健康障害)		□	□
53	□ 関連なし(悪性腫瘍等・診察医判断)				□	□		
保護	54		□ 保護を要する小児(孤児等)		□	□		
	55		□ 保護を要する成人高齢者		□	□		
	56		□ 性暴力		□	□		
	57		□ 暴力(性暴力以外)		□	□		
追加症候群	58		□		□	□		
	59		□		□	□		
	60		□		□	□		

<メモ>

バイタルサイン

意識障害: □無・□有

呼吸数: / min

血圧: / mmHg

体温: °C

脈拍: / min 整・不整

身長・体重

身長: cm

体重: / kg

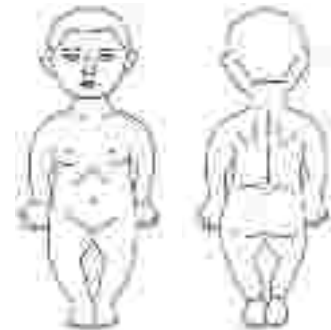
既往症

□高血圧 □糖尿病 □喘息 □その他

予防接種

□麻疹 □破傷風 □今期インフルエンザ □肺炎球菌
□風疹 □その他()

主訴

現病歴
(日本語で記載)□外傷⇒黄色タグ以上は外傷版記録へ(J-SPEED は記入)
□精神保健医療⇒精神保健医療版記録へ(J-SPEED は記入)

診断

処置

□無・□有

処方

□無・□有

転帰

□帰宅

□搬送 → 搬送手段
搬送機関
搬送先

□紹介 → 紹介先

□死亡 → 場所
時刻
確認者対応者署名
(判読できる文字で記載)

所属(チーム名等)

医師

看護師

薬剤師

業務調整員

その他

データ入力

*追加症候群は保健医療調整本部等からの指示に応じて集計

メディカル ID=西暦生年月日 8 桁+性別+氏名カタカナ上位 7 桁

メディカル ID

M
F

患者氏名
(カタカナ)

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

医師氏名

* 本ページを最初に利用した医師氏名

日時	所見	J-SPEED 該当コート(4 度目受診以降)	処置・処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

メディカル ID = 西暦生年月日 8 桁 + 性別 + 氏名カタカナ上位 7 桁

メディカル ID										M F							
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

患者氏名
(力夕力ナ)

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

医師氏名

* 本ページを最初に利用した医師氏名

年号	西曆
明治40年	1907
45年	1912
大正元年	1912
5年	1916
10年	1921
15年	1926
昭和元年	1926
5年	1930
10年	1935
15年	1940
20年	1945
25年	1950
30年	1955
35年	1960
40年	1965
45年	1970
50年	1975
55年	1980
60年	1985
64年	1989
平成元年	1989
5年	1993
10年	1998
15年	2003
20年	2008
25年	2013
31年	2019
新年号元年	2019

日時	所見	J-SPEED 該当コード(4 度目受診以降)	処置・処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

メディカル ID＝西暦生年月日 8 桁＋性別＋氏名カタカナ上位 7 桁

[illegible]

改訂日：2018/10/31

[illegible]

改訂日：2018/10/31

[illegible]

災害診療記録2018(精神保健医療版)

改訂日：2018/10/31

精神保健医療版J-SPEED あてはまるもの全てに☑				相談対応日	西暦・平成			年	月	日							
年齢		____歳 ☐ 0歳 ☐ 1～14歳 ☐ 15～64歳 ☐ 65歳～		相談者氏名	(フリガナ) _____												
性別		1 ☐ 男 2 ☐ 女		生年月日	西暦・大正・昭和・平成			年	月	日							
属性		3 ☐ 支援者		住所													
対応した場所		4 ☐ 避難所															
		5 ☐ 病院・救護所															
		6 ☐ 自宅															
		7 ☐ その他		避難所・救護所名													
精神的 健康状態	本人の訴え	8 ☐ 眠れない		[携帯]電話番号													
		9 ☐ 不安だ		既往精神疾患	☐ あり () ☐ なし ☐ 不明												
		10 ☐ 災害場面が目に見えすぎる															
		11 ☐ ゆううつだ		内服薬													
		12 ☐ 体の調子が悪い															
		13 ☐ 死にたくなる															
		14 ☐ 周りから被害を受けている															
		15 ☐ 物忘れがある		生活歴	被災状況： ☐ 家族・友人の死亡・行方不明 ☐ 自身の負傷 ☐ 家屋の損壊または浸水 家 族： ☐ あり ☐ なし												
		16 ☐ その他															
		17 ☐ 話がまとまらない															
		18 ☐ 怒っている															
		19 ☐ 興奮している															
		20 ☐ 話しすぎる															
		21 ☐ 応答できない															
		22 ☐ 徘徊している															
		23 ☐ 自傷している															
	24 ☐ 自殺を試みる																
	25 ☐ 暴言・暴力をふるう		現病歴														
	26 ☐ 酒をやめられない																
	27 ☐ その他																
	28 ☐ F0:認知症、器質性精神障害																
	29 ☐ F1:物質性精神障害																
	30 ☐ F2:統合失調症関連障害																
	31 ☐ F3:気分障害																
	32 ☐ F4:神経症、ストレス関連障害																
	33 ☐ F5:心身症																
	34 ☐ F6:人格・行動の障害									現症							
	35 ☐ F7:知的障害(精神遅滞)																
	36 ☐ F8:心理的発達障害																
	37 ☐ F9:児童・青年期の障害																
38 ☐ F99:診断不明																	
39 ☐ G40:てんかん																	
必要な支援		40 ☐ 精神医療		対応・引継 (処方内容含む)													
		41 ☐ 身体医療															
		42 ☐ 保健・福祉・介護															
		43 ☐ 地域・職場・家庭等での対応															
対応		44 ☐ 処方															
		45 ☐ 入院・入所															
		46 ☐ 地域の保健医療機関へ紹介・調整															
転帰		47 ☐ 傾聴・助言等															
		48 ☐ 支援継続															
災害と精神的健康 状態の関連 (医師による判断)		49 ☐ 支援終了									精神的緊急性 ☐ あり ☐ なし						
		50 ☐ 直接的関連															
		51 ☐ 間接的関連															
		52 ☐ 関連なし															
所属チーム名											相談者への対応者名						
				医師		看護師(保健師含む)		業務調整員									
メディカルID																	

3-7 災害時における医療救護活動についての協定書

平塚市（以下「甲」という。）と一般社団法人平塚市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、平塚市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして応援要請をするものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする事由
- (3) 応援を必要とする場所及び人員
- (4) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、要請に応じるものとする。

（医療救護計画の作成）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動指針
- (3) 関係機関との情報連絡体制
- (4) 指揮系統
- (5) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する臨時救護所、災害時地域医療機関又は避難施設において、医療救護活動を行うものとする。

なお、災害時地域医療機関は、平塚市保健センター内の平塚市休日・夜間急患診療所に設置する。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の診断
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の受入れ医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、原則として甲が供給するものであるが、必要に応じて当該医療救護班が携行するものを使用する。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(報告)

第8条 乙は、医療救護活動を実施した場合、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長

乙 平塚市東豊田448番地3
社団法人平塚市医師会
会長

3-8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画

I (目的)

この計画は災害時において医療機関の機能が一時的に混乱した場合、平塚市医師会が平塚市の要請に基づいて被災者に対し、応急的に医療を行うなど、救護活動を展開する為に必要な基本的事項を定めるものとする。

II (災害救護本部の設置)

- (1) 救護本部を統括する為に、災害救護本部をおく。

本部は平塚市医師会内におく。

- (2) 本部長は医師会長、副本部長は副会長とし、これにそれぞれの分担を定めた一部の理事を本部要員としておき、救護活動の推進にあたる。

III (救護隊の組織)

- (1) 臨時救護所及び災害時地域医療機関ごとに、会員を配置して救護隊を編成する。
- (2) 本部長は状況により組織の編成を調整し、その他の指示を与えることが出来る。

IV (臨時救護所及び災害時地域医療機関の設置)

あらかじめ指示した11か所に臨時救護所を、平塚市休日・夜間急患診療所を災害時地域医療機関とし市が設置する。

V (臨時救護所及び災害時地域医療機関の内容)

- (1) 臨時救護所及び災害時地域医療機関は市が職員を配置して、保守管理にあたる。
- (2) 看護師及び看護補助者等は市が予め確保する。
- (3) 医療資材は市が用意し、その補給は迅速且つ的確に行う。
- (4) この計画による医療資材は市の備蓄するものを使用することを原則とし、隊員が携行した医薬品等を使用した場合、市が実費弁償するものとする。

VI (救護活動方針)

臨時救護所における救護活動は、概ね次の通りとする。

- (1) 負傷者、病人の医療救護
- (2) 重症者の応急措置及び収容病院への移送指示
この場合の収容医療機関は、市内公私立病院及び有床診療所等とする。
- (3) 救護活動の状況の記録及び報告
- (4) その他必要なこと

VII (救護隊員の費用及び補償等)

次の経費は市が負担するものとする。

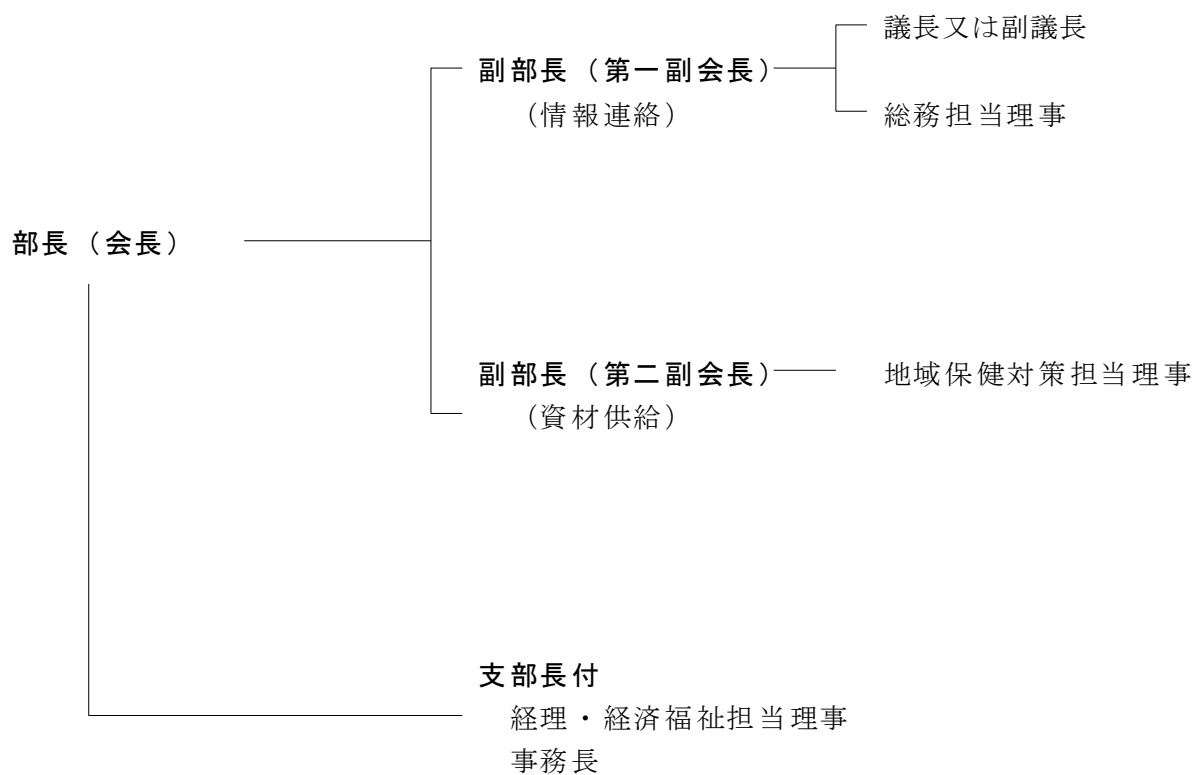
- (1) 救護に要する経費及び救護隊員の出動費
- (2) 救護活動に基づく隊員の負傷、疾病又は死亡に対する扶助費

VIII (その他)

別表並びにこの計画に定めない必要事項が生じた場合は理事会の議を経て決定する。

3－9 平塚市医師会災害救護本部組織表

《平塚市医師会災害時における医療救護実施計画関係》



3-10 災害時における医療救護活動についての協定書

平塚市（以下「甲」という。）と社団法人平塚歯科医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、平塚市内に災害が発生し、又は発生するおそれがありこの協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして応援要請をするものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする事由
- (3) 応援を必要とする場所及び人員
- (4) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、要請に応じるものとする。

（医療救護計画の作成）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成
- (2) 歯科医療救護班の活動指針
- (3) 関係機関との情報連絡体制
- (4) 指揮系統
- (5) その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が設置する臨時救護所または避難施設において、医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入れ医療機関（以下「後方医療機関」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 警察からの要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等については、原則として甲が供給するものであるが、必要に応じて当該医療救護班が携行するものを使用する。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、医療救護活動を実施した場合、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成13年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年8月23日

甲 平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長

乙 平塚市中里34番17号
社団法人平塚歯科医師会
会長

3-11 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画

1 (目的)

この計画は、災害時において医療機関の機能が一時的に混乱した場合、平塚歯科医師会が平塚市の要請に基づいて被災者に対し、応急的に歯科医療、巡回指導および口腔ケアを行うなど、救護活動を展開するために必要な基本事項を定めるものとする。

2 (災害救護本部の設置)

- (1) 救護活動を統括するために、災害対策本部を置く。
本部は、平塚歯科医師会「事務局」に置く。
- (2) 本部長は平塚歯科医師会会長、副本部長は平塚歯科医師会副会長とし、これにそれぞれの分担（構成単位）を定めた理事および事務局などを本部構成員として置き、救護活動の推進に当たる。

3 (救護隊の組織)

- (1) 平塚市内を6地区に分け、これに地区内の会員を配置して救護隊を編成する。
- (2) 本部長および災害歯科医療コーディネーターは状況により組織の編成を調整し、その他の指示を与えることができる。

4 (臨時救護所の設置)

- (1) あらかじめ定めた11カ所に臨時救護所を市が設置する。

5 (臨時救護所の内容)

- (1) 臨時救護所は市が職員を配置して運営に当たる。
- (2) 必要な歯科衛生士や歯科技工師等は歯科医師等が確保する。
- (3) 最小限の医療資材を準備し、その補給は迅速かつ的確に行う。
- (4) この計画により医薬品等を使用した場合、市が実費弁償するものとする。

6 (救護活動方針)

臨時救護所における救護活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 歯科治療が必要な人の医療救護
- (2) 歯科治療が必要な人の収容医療機関への移送の要否の決定
この場合の収容医療機関は、歯科のある市内公私立病院および災害時の非常電源や医療施設等を確保できる診療所等とする。
- (3) 救護活動状況の記録および報告
- (4) 避難施設への歯科の巡回指導および口腔ケアの実施
- (5) その他必要なこと

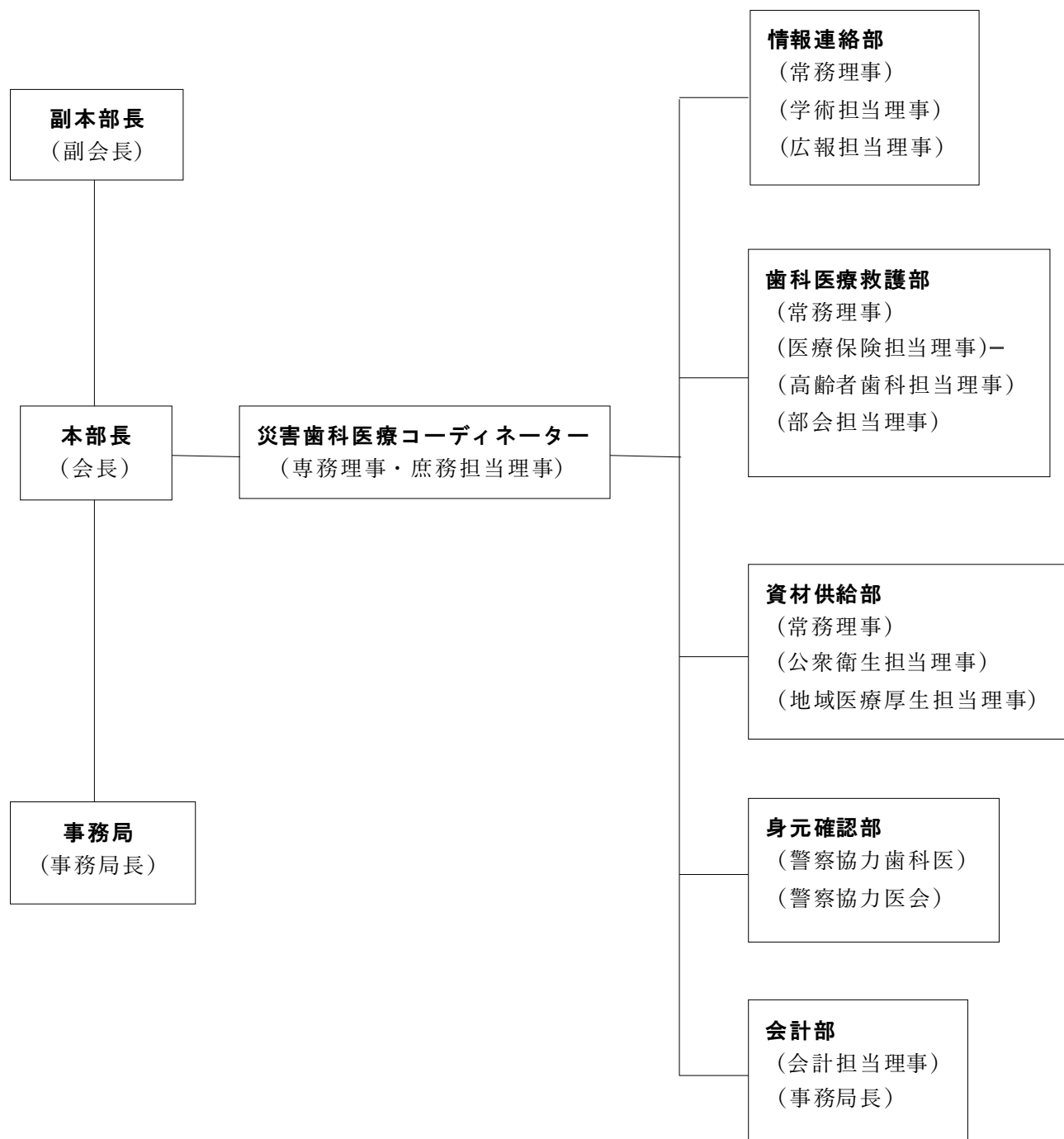
7 (救護隊員の費用及び補償等)

- (1) 次の経費は市が負担するものとする。
救護に要する経費および救護隊員の出動費
- (2) 救護活動に基づく隊員等の負傷、疾病又は死亡に対する扶助費
- (3) その他災害対策基本法で措置されるもの

8 (その他)

別表並びにこの計画に定めのない必要事項が生じた場合は、理事会の議を経て決定する。

3-12 平塚歯科医師会災害対策本部組織図



注) () 内は、一般社団法人平塚歯科医師会の役職を示す。

3-13 災害時における医療救護活動及び医薬品等の調達に関する協定書

平塚市（以下「甲」という。）と公益社団法人平塚中郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、平塚市内において地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が医療救護活動を実施する際、薬剤師の派遣並びに必要な医薬品及び医療器材（以下「医薬品等」という。）の供給確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、医療救護活動及び医薬品等の調達に関し、甲が実施する医療救護活動に乙が協力することについて、必要な事項を定める。

（協定の内容）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を行うために救護所を開設し、かつ、協力が必要と認めるときは、乙に対し救護所へ薬剤師の派遣を要請する。

2 甲は、災害時において医薬品等の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し医薬品等の調達を要請する。

3 甲は、平時から災害に備えるために実施する救護所訓練等への参加を乙に対し要請する。

（要請の方法）

第3条 前条第1項及び前条第2項の規定による要請は、医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、事後において速やかに医薬品等調達要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請に対し積極的かつ優先的にこれに応じ、救護所における調剤及び服薬指導並びに医師等に対する医薬品等の選択及び適正使用について助言等を行うものとする。

2 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特段の事由がある場合を除き、これに応ずるものとする。

（医薬品等の調達数量）

第5条 医薬品等の調達数量は、乙が現に保有し、確保できる数量とする。

（医薬品等の引渡し）

第6条 医薬品等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認の上これを引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要が生じたときは、乙が指定する場所を引渡場所とすること又は乙により救急医薬品を搬送させることができる。

（費用負担等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動及び医薬品等の調達を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師の派遣に要する経費

(2) 医薬品等の実費 災害発生時直前における適正な価格とする。

2 乙は、前項第1号に規定する費用を請求しようとするときは、費用弁償等請求書(第2号様式)を、同項第2号に規定する費用を請求しようとするときは、医薬品等調達費用請求書(第3号様式)を甲に對し提出するものとする。

3 前項の請求があったときは、甲は、その内容を確認し、適当と認めるときは、乙に費用を支払うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき医療救護活動、医薬品等の調達活動又は救護所訓練等に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙は、事故報告書(第4号様式)を速やかに甲に提出するものとする。この場合において、甲は、当該従事者又はその遺族に對し、平塚市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年平塚市条例第13号)の規定の例により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

ただし災害救助法(昭和22年法律第118号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定が適用された場合には、適用された法の規定に基づき補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、その期間の満了の日の1か月までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、その期間の満了の日の翌日から1年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

平成24年12月18日に甲乙間で締結した応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長

乙 神奈川県平塚市東豊田448番地の3
公益社団法人 平塚中郡薬剤師会
会長

第1号様式（第3条関係）

医 薬 品 等 調 達 要 請 書

年 月 日

公益社団法人平塚中郡薬剤師会
会長

平塚市長

印

災害時における医療救護活動及び医薬品等の調達に関する協定書第3条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請の日時	年 月 日 () 時 分	
担 当 者	課名・職名・氏名 連絡先電話番号	
要 請 内 容	(1) 薬剤師の派遣要請	
	①要請内容	
	②要請人数	
	③活動場所	
	④活動期間	
	(2) 医薬品等の調達要請	
	要請する医薬品等	数量
引 渡 期 日	年 月 日 ()	
引 渡 場 所		
引 渡 方 法	☐ 市職員を派遣 ☐ その他 ()	
備 考		

第2号様式（第7条関係）

費用弁償等請求書

年 月 日

平塚市長

公益社団法人 平塚中郡薬剤師会
会長 ㊟

災害時における医療救護活動及び医薬品等の調達に関する協定書第7条第2項の規定により、薬剤師の派遣に要した経費について、次のとおり請求します。

1. 請求金額 _____ 円

2. 請求内訳

(1) 薬剤師の派遣に要した経費 _____ 円

(2) その他実費 _____ 円

3. 添付書類

(1) 調達活動に従事した薬剤師名簿

(2) その他実績の内訳書

(3) その他関連書類（薬剤師の派遣に要した経費の内訳など）

(1) 調達活動に従事した薬剤師名簿

従事日	従事場所	従事者名(所属)	従事者の住所

(2) その他実費の内訳書

項 目	単価	金 額	備 考
小 計			
消 費 税			
合 計			

第3号様式（第7条関係）

医 薬 品 等 調 達 費 用 請 求 書

年 月 日

平塚市長

公益社団法人 平塚中郡薬剤師会
会長 ㊟

災害時における医療救護活動及び医薬品等の調達に関する協定書第7条第2項の規定により、救急医薬品の実費について、次のとおり請求します。

1. 請求金額 _____ 円

2. 請求内訳
別紙「内訳書」のとおり

内 訳 書

[illegible]

第4号様式（第8条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日

平塚市長

公益社団法人 平塚中郡薬剤師会
会長 ㊟

医療救護活動及び医薬品等の調達中に（負傷・疾病・死亡）、事故が発生したので、関連書類と併せ、災害時における医療救護活動及び医薬品等の調達に関する協定書第6条の規定により、次のとおり報告します。

【事故の概要】

事 故 の 種 類	☐ 負傷 ☐ 疾病 ☐ 死亡		
発 生 年 月 日	年 月 日（ ） 時 分ごろ		
発 生 場 所			
氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女 年齢 歳
住 所		電話	
傷病名等	傷 病 名		
	程 度	☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症 ☐ 死亡	
	医 療 機 関 名		
転 帰			
事故時の概要			
事故の原因			
その後の対応			
特 記 事 項			

3-14 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書

平塚市（以下「甲」という。）と平塚市赤十字奉仕団（以下「乙」という。）は平塚市内に発生し、又は発生するおそれがある地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における乙の応急救護活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、平塚市内に災害が発生し、又は発生するおそれがありこの協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする事由（目的）
- (3) 応援を必要とする場所及び人員
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じるものとする。

（協力の結果報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力したときは、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により報告し、事後報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に協力した場所（救護所）
- (2) 応援に協力した期間
- (3) 応援に協力（出動）した者の氏名
- (4) その他必要な事項

（災害補償）

第4条 甲の要請に基づいて応急救護活動に従事した者が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は応急救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疾病にかかった場合には、本人又は遺族に対し、平塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年平塚市条例第13号）の例により、その都度甲乙協議して損害補償を行うものとする。

（連絡責任者等）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者、連絡者及び連絡補助者をおくものとする。

（協力人員等の報告）

第6条 乙は、この協定による協力できる人員等を、甲に文書により報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は平成17年11月16日から適用し、平成18年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成17年11月16日

甲 平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長

乙 平塚市浅間町9番1号
平塚市赤十字奉仕団
委員長

様式第 1 号

応 急 救 護 の 応 援 要 請 書

年 月 日

平塚市赤十字奉仕団

委員長

様

平塚市長

次のとおり応急救護の応援を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
応援を必要とする 場 所 及 び 人 員	
応援を必要とする 期間及び活動内容	
その他必要な事項	

様式第 2 号

応 急 救 護 実 施 報 告 書

年 月 日

平塚市長 様

平塚市赤十字奉仕団
委員長

次のとおり応急救護を実施しましたので報告します。

応援に協力した 場所（救護所）	
応援に協力した 期 間	
応援に協力（出動） した者の氏名	
その他必要事項	

3-15 医療機関等

1 保健福祉事務所・医師会・薬剤師会

名 称	所 在 地	電 話	備 考
神奈川県平塚保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	32-0130	
(一社)平塚市医師会	〃 東豊田448-3	52-0355	
(一社)平塚歯科医師会	〃 東豊田448-3	26-8255	
(公社)平塚中郡薬剤師会	〃 東豊田448-3	26-8500	

2 医療法第1条の5第1項に基づく病院（20床以上）

令和7年2月現在

名 称	住 所	電 話	診療科目	病床数	備 考
ふれあい平塚 ホスピタル	平塚市 袖ヶ浜1-12	22-4105	内・呼内・消内・循内・外・消 外・整・リハ・放・皮	1 2 5	
平塚共済病院	〃 追分9-11	32-1950	内・呼内・消内・循内・小・精・ 脳神内・外・整・脳外・心 血・産婦・眼・耳咽・皮・ 泌・リハ・放・麻・リウマ チ・病診・血内・腎内・形・ 代内内	4 4 1	救急病院 地域医療支援病院
済生会湘南平塚病院	〃 宮松町18-1	71-6161	内・呼内・消内・循内・神内・ 外・消外・リ・整・脳外・泌・リ ハ・放・皮	1 7 6	救急病院
くらた病院	〃 東真土4-5-26	53-1955	内・外・乳外・整・神内・糖内	7 9	
平塚病院	〃 出縄476	32-0380	心内・精	2 9 8	
富士見台病院	〃 土屋1645	58-0186	内・精	3 0 5	
平塚市民病院	〃 南原1-19-1	32-0015	内・消内・循内・小・精・神 内・外・乳外・整・脳外・形・ 心血・産婦・眼・耳咽・皮・ 泌・リハ・麻・呼内・救・呼 外・血外・消外・放診・放治・ 腎内代内・緩ケ内・病診	4 1 6	救命救急センター 災害拠点病院 救急病院 地域医療支援病院
平塚十全病院	〃 出縄550	32-8511	内・リハ・皮	2 3 0	
高根台病院	〃 高根191	34-3701	内・リハ	2 3 6	

3 休日(夜間)急患診療所

令和7年2月現在

名 称	住 所	電 話	診療科目
平塚市 休日・夜間急患 診療所	平塚市 東豊田448-3	55-2145	内科・小児科・ 外科・耳鼻咽 喉科・眼科
平塚市 休日急患・障がい者 歯科診療所	平塚市 東豊田448-3	55-2176	歯科

4 市内人工透析施設

令和7年2月現在

名 称	住 所	電 話	透析ベッド数	備 考
医療法人社団松和会 望星平塚クリニック	平塚市 代官町23-1	23-5606	7 4	
えいじんクリニック	〃 東真土4-5-25	53-3211	4 8	
平塚市民病院	〃 南原1-19-1	32-0015	5	
ひらつか生活習慣 病・透析クリニック	〃 宝町11-14	21-5776	3 0	
平塚共済病院	〃 追分9-11	32-1950	2 8	
くらた病院	〃 東真土4-5-26	53-1955	1 7	
医療法人社団旺巳会 湘英クリニック平塚 医院	〃 南豊田314-1	37-6220	2 0	
ふれあい平塚 ホスピタル	〃 袖ヶ浜1-12	22-4105	2 0	
湘南GPクリニック	〃 四之宮2-23-30	24-7060	2 0	

3-16 公益社団法人神奈川県医師会 救護隊規程

（ 神 医 規 程 第 1 5 号 ）
（ 昭 和 4 0 年 3 月 8 日 ）
昭和 6 3 年 3 月 1 6 日 一部改正
平成 5 年 3 月 1 6 日 一部改正
平成 2 3 年 1 0 月 1 8 日 一部改正

（趣 旨）

第 1 条 定款第 4 条第 1 3 号により神奈川県医師会救護隊（以下「救護隊」という。）を設ける。

（目 的）

第 2 条 救護隊は、災害発生の場合、必要に応じて応急救護を行うことを目的とする。

（災害の範囲）

第 3 条 災害とは、台風、豪雨、津波、地震、火災、交通災害、爆発その他これに類するものであつて、知事又は市町村長が緊急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

（隊 員）

第 4 条 隊員は、神奈川県医師会員をもって充てる。

（組 織）

第 5 条 救護隊の組織は、神奈川県医師会に救護隊本部を、郡市医師会に救護隊支部を設ける。

（構 成）

第 6 条 救護隊の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本 部 長 神奈川県医師会長
- (2) 副本部長 神奈川県医師会副会長
- (3) 本 部 員 若干名 神奈川県医師会理事中から本部長が指名する。
- (4) 支 部 長 郡市医師会長
- (5) 副支部長 若干名 支部長が指名する。

（本部長の任務）

第 7 条 本部長は、神奈川県及び関係市町村並びにその他の関係団体と連絡を保ちつつ、隊全般の指揮を行うものとする。

（副本部長の任務）

第 8 条 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは代行する。

（救護隊の活動）

第 9 条 本部に次の各部を置き、本部長の命令により活動する。

- (1) 総務部

- (2) 資材供給部
- (3) 連絡広報部
- (4) 機動部
- (支 部)

第10条 支部に現場救護待機班及び収容医療班を設ける。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3-17 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第1条 神奈川県医師会救護隊規程第2条の目的を達成するため救護隊支部毎に若干の救護班を編成する。

第2条 救護班は班長以下班員若干名をもって編成し支部長の命令により活動する。

必要により支部長の認める補助員を編入することができる。

第3条 本部長が必要と認めた時は、当該支部長に要請し支部救護班の派遣を求める。

第4条 支部長は消防署、警察署その他より直接通報を受けた時は、状況判断によって救護班の出動を命じ速やかに本部に報告し必要と認める関係団体と活動上の連携を密にする。

第5条 本部長は支部長の報告により必要に応じ隣接郡市医師会救護班の出動を要請する。

第6条 支部長は支部の構成並びに組織の一覧表を予め支部長に報告する。

第7条 救護活動の迅速を期するため平常より連絡系統を確認する。

第8条 規程第8条による各部は次の職務を分掌する。

1. 総務部は庶務一般を処理する。
2. 資材供給部は救護資材を確保しこれを各支部に保管を依頼し不足に対しこれの補充にあたる。
3. 連絡広報部は本部と各支部災害対策本部等の連絡及び広報並びに医療機関との折衝にあたる。
4. 機動部は平常より災害時の態勢を整え災害時には連絡救護班員及び患者の搬送に協力し資材供給の運搬にあたる。なお、神奈川県医療用自動車協会と連絡を密にする。

第9条 本部旗、支部旗及び腕章等は別に決める。

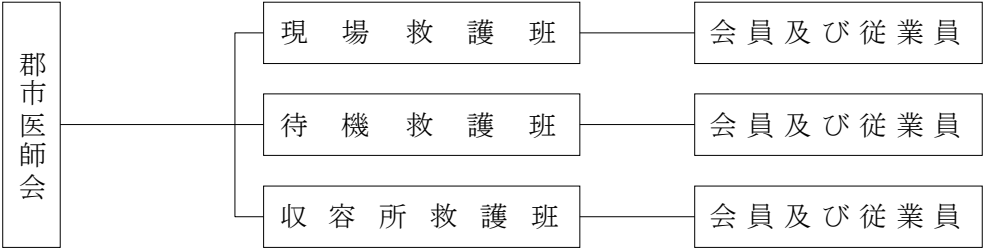
第10条 本部は若干名連絡員を選び本部との連絡にあたる。

第11条 支部の救護に要する衛生材料の常備内容は別に決める。

第12条 救護隊に要する費用は別に決める。

第13条 連絡、報告及び指令に要する電話番号は別記する。

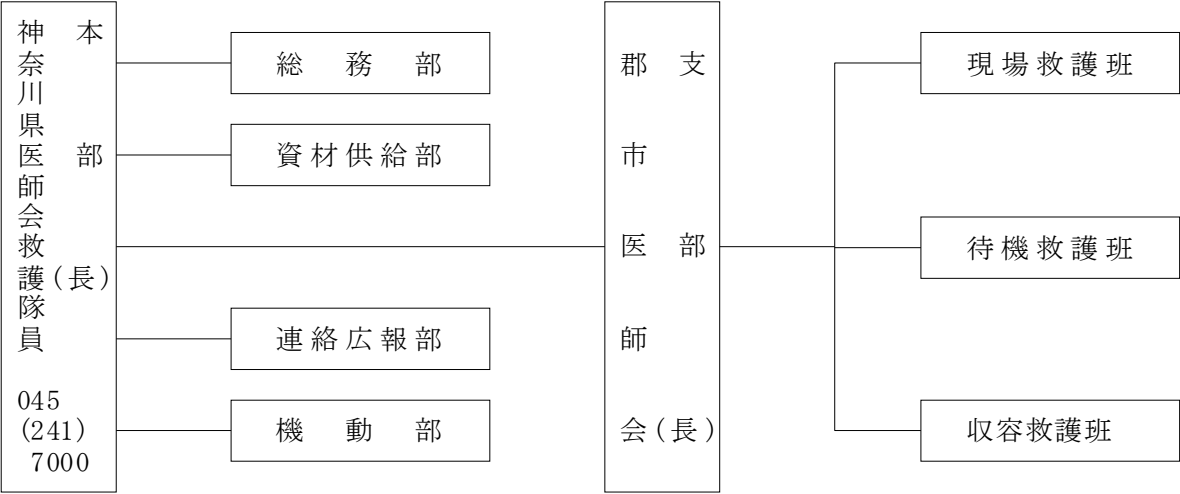
◎ 災害に対する救護隊支部編成基準



◎ 災害時連絡系統

(次の系統図には官庁関係を掲載すべきであるがこれについては県衛生部の通知により改めて連絡することとし医師会関係のみとした。)

神奈川県医師会救護隊組織図



3-18 臨時救護所設置場所

令和7年2月

臨時救護所設置場所	臨時救護所として使用する教室名等	所在地
太洋中学校	保健室	平塚市高浜台7-1
なでしこ小学校	普通教室	〃 花水台42-1
松原小学校	保健室	〃 天沼7-10
金田小学校	保健室	〃 入野514
大野小学校	会議室 (保健室隣)	〃 東真土2-1-1
神田小学校	保健室	〃 田村6-1-1
平塚球場	会議室	〃 大原1-1
岡崎小学校	保健室	〃 岡崎3430
旭小学校	P T A室	〃 河内307
金目小学校	普通教室	〃 南金目907
富士見小学校	保健室	〃 中里10-1

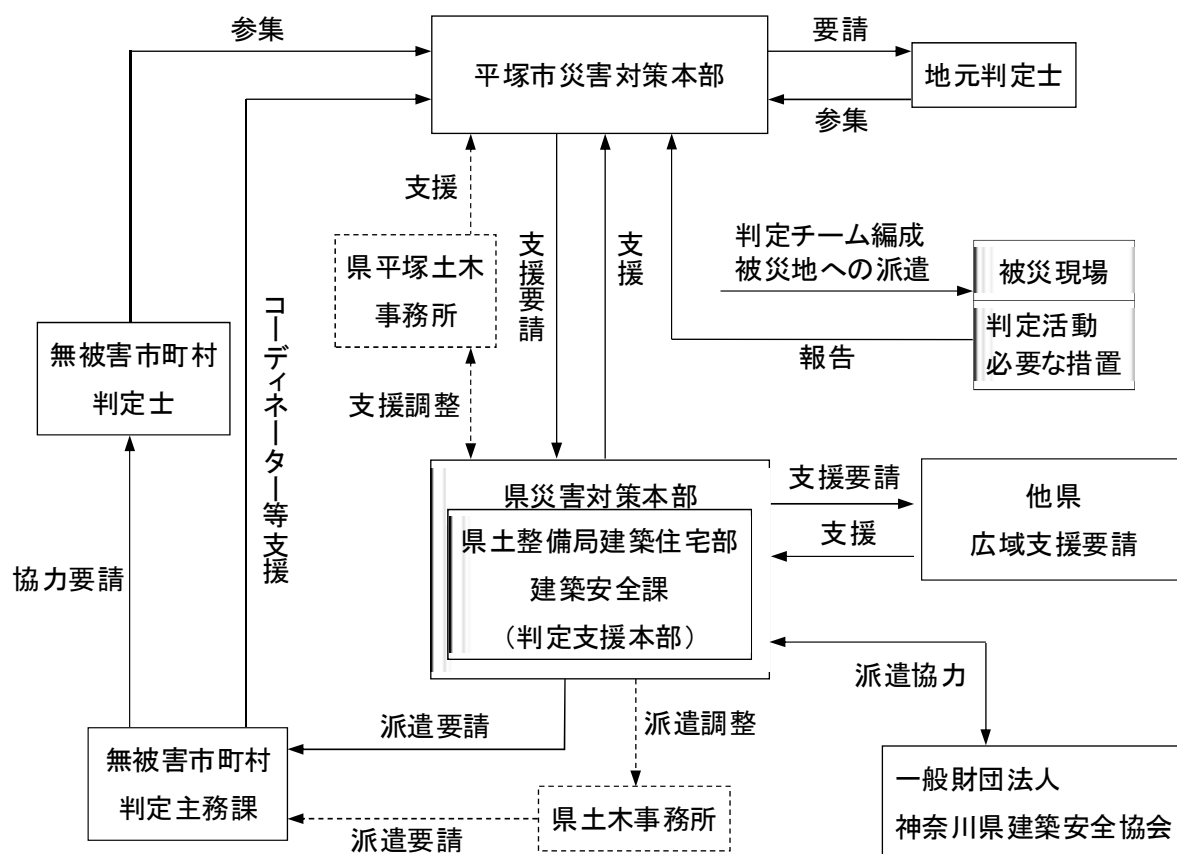
なお、臨時救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には状況等を判断し、他の適切な場所に設置する。

3－19 第二種感染症指定医療機関

令和7年1月現在

施設名	所在地	床数
平塚市民病院（感染症病棟）	平塚市南原一丁目19番1号	6床

3-20 建築物応急危険度判定活動体系図



建築物応急危険度判定標識

建築物応急危険度判定書

調査済

(INSPECTED)

●この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
●応急的に補強する場合には専門家に相談下さい

建築物名称

注記

調査者

調査日時 年 月 日 午前・午後 時現在

平塚市 災害対策本部 専任

(紙色は緑色)

建築物応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

●この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
●応急的に補強する場合には専門家に相談下さい

建築物名称

注記

整理番号

判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在

平塚市 災害対策本部 専任

(紙色は黄色)

落下物注意

建築物応急危険度判定書

危険

UNSAFE

●この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
●応急的に補強する場合には専門家に相談下さい

建築物名称

注記

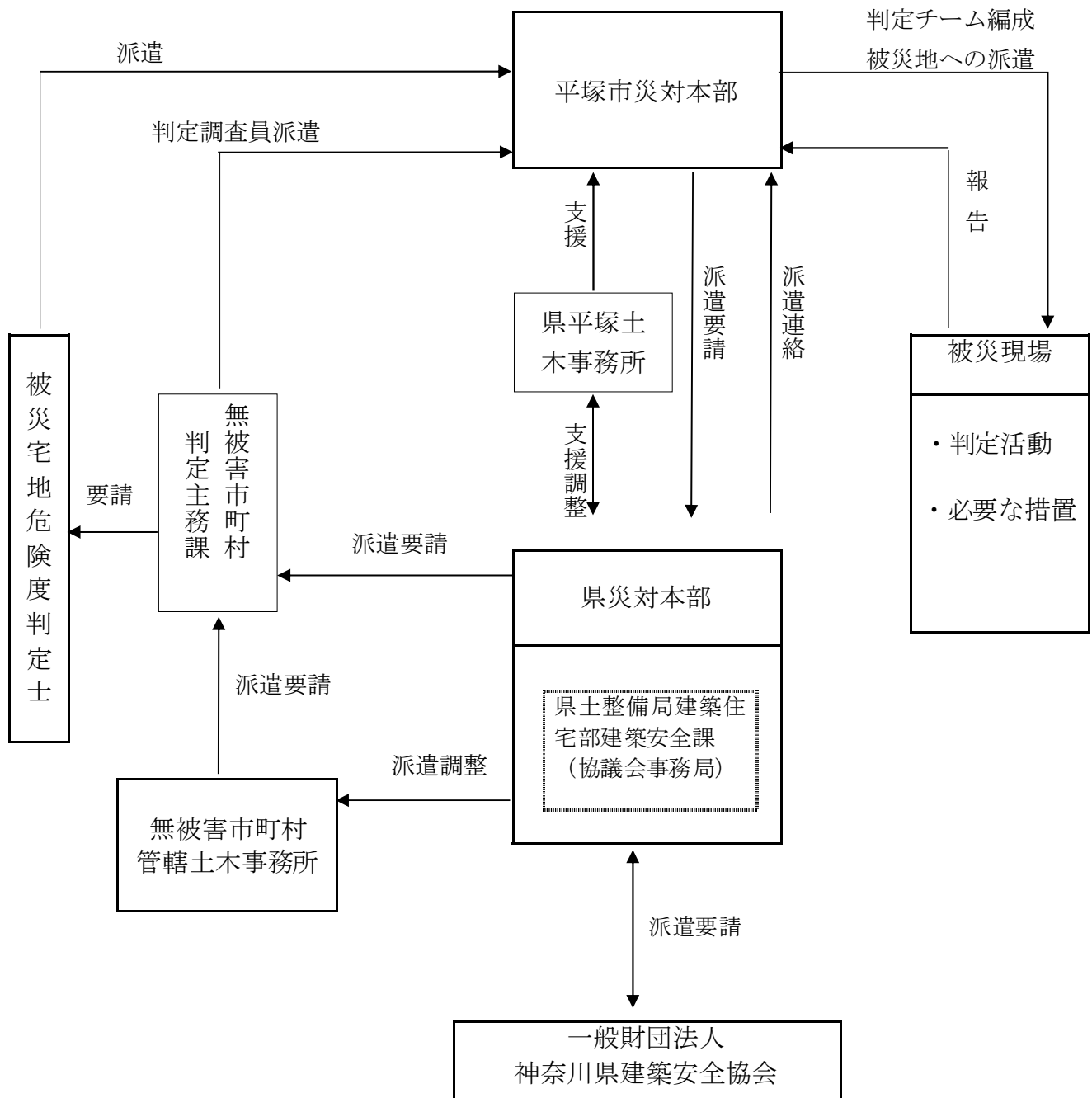
調査者

調査日時 年 月 日 午前・午後 時現在

平塚市 災害対策本部 専任

(紙色は赤色)

3-21 被災宅地危険度判定活動体系図



被災宅地危険度判定標識

被災宅地危険度判定結果

調査済宅地

INSPECTED

- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。

調査番号

調査日時 年 月 日 午前/午後 調査者

調査結果

調査結果

(色は青色)

被災宅地危険度判定結果

要注意宅地

LIMITED ENTRY

- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。

調査番号

調査日時 年 月 日 午前/午後 調査者

調査結果

調査結果

(色は黄色)

被災宅地危険度判定結果

危険宅地

UNSAFE

- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。
- この宅地は、被災後調査が行われ、安全と判断されました。

調査番号

調査日時 年 月 日 午前/午後 調査者

調査結果

調査結果

(色は赤色)

3-2-2 応急仮設住宅標準仕様

モジュール	900mm内外×900mm内外	
構 造	軽量型鋼ブレース構造、木造軸組工法、木造枠組工法、その他	
基 礎	木杭@900mm内外 末口90mm以上、鋼製束・ブラ束@900mm内外	
屋根・樋	折板葺き、小波板葺き ※下地・留付け等は「鋼板製屋根構法標準SSR2007」に準拠 樋：有り又は無し	
天井・廻縁	下地：木製・鋼製 仕上：PB t 9.5mm以上（化粧PB・ビニールクロス貼り） 廻縁：無し、木製、塩ビ製、樹脂化粧材、その他	
床	床組	大引：鋼製・木製 根太：無し、木製45mm×45mm以上@450mm内外（@303mm内外）
	床下地	パネル+合板 t 5.5mm以上、合板または製材 t 12mm以上
	床仕上(居室等)	パーケットフロア t 12mm、CFシート t 1.8mm以上（合板下地 t 3mm以上） タイルカーペット t 2.7mm以上（合板下地 t 3mm以上）、畳 t 15mm以上
	床仕上(押入等)	合板 t 12mm以上（2枚張り総計含む）、パーケットフロア t 12mm以上
壁	外壁	カラー鋼板製パネル+ふかし壁、木製下地+透湿防水シート+外装材 内部 仕上：PB t 9.5mm以上（化粧PB・ビニールクロス貼り）
	住戸内間仕切壁	下地：木製・鋼製 仕上：PB t 9.5mm以上（化粧PB・ビニールクロス貼り）
	住戸間間仕切壁 準耐火界壁	下地：木製・鋼製 告示第1358号（準耐火構造）に適合し遮音性能を有すること （小屋裏の界壁については、天井仕様強化対応可）
	コンロ前	下地：鋼製・PB t 9.5mm以上 ケイカル板 t 5mm以上 下地：木製・PB t 12.5mm以上 キッチンパネル t 3mm以上
	巾木・造作材等	木製・塩ビ製・樹脂化粧材・その他・無し
建 具	外部	ガラス中央部の熱貫流率6.51以下 必 須：玄関ドア（テラス戸含む） 引違いテラス戸W1.6m内外×H2m内外：1カ所以上（中棧付：上部透明・下部型ガラス） ※外部開口部は全て網戸付き（玄関ドアは除く） その他：引違い窓、縦・横スベリ出し窓、開き戸 適宜設置
		カーテン、アコーディオンカーテン、木製開き戸
		内部
	台 所	キッチン1200・流し台750+コンロ台600+吊戸（6坪） 流し台1050+コンロ台600+吊戸（6坪・9坪・12坪）
浴 室	1116以上 跨ぎ段差180mm以下、手摺：内外1カ所以上	
そ の 他	温熱環境 (断熱材の選定)	外皮平均熱貫流率UA：1.0以下、冷房期の平均日射熱取率ηAC：3.0以下の外皮性能とし適宜設定する ※UA値・ηAC値は、別に定める計算方法より検証すること
	小屋裏換気	小屋裏給排気(天井面積比、1/300以上)、軒裏給排気(同、1/250以上)、 軒裏給気・小屋裏排気(同、各1/900以上)、軒裏給気・排気塔排気(同、それぞれ1/900以上・1/1600以上)
	SH対策	ホルムアルデヒド発散建築材料：F4★認定品、規制対象外建築材料
	構造の安定	上部構造：耐震等級2（基準法の1.25倍）以上 耐風等級1（基準法）以上
	高齢者への配慮	高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級2（玄関の段差は除く）
給排水衛生	給水	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 量水器（各戸設置） 流し前水栓：シングルバー混合水栓
	排水(汚・雑)	VP管、VU管（放流形式は地域指導による）
	給湯	VP管、HIVP管、PE管、適宜保温材 ガス給湯器：壁掛オート16号以上（追炊きあり） 給湯3ヶ所（キッチン・浴室・洗面）
	ガス	プロパンガス（各戸設置） SGP管、フレキ管 マイコンメーター、ガス漏れ警報器
	換気	24時間第三種換気 局所換気3ヶ所（キッチン・浴室・トイレ） 給気口：DKΦ150防虫網付 その他居室：Φ100フィルター付
	トイレ	洋風大便器（手洗い付） ペーパーホルダー、タオルリング等、手摺1カ所
	その他	洗面化粧台（一面鏡）W500mm以上 タオルリング等（洗面） タオル掛け（脱衣） 住宅用火災警報器：キッチン(熱感知)・居室(煙感知)
電 気 設 備	幹線	単相三線式30A以上 原則引込戸数：6戸 CV22以上一3C
	照明	各居室：シーリング1ヶ所、浴室・トイレ：ダウンライト等各1ヶ所、流し元灯：1ヶ所 入口灯：1ヶ所、その他：適宜
	コンセント	一般(2口)：DK1ヶ所、居室2カ所、ガス漏れ警報器1ヶ所 E付(2口)：3ヶ所（洗濯機用、トイレ、冷蔵庫用） 防水E付：給湯器用1ヶ所 バラ：換気扇用3ヶ所、洗面化粧台1ヶ所、TVブースター1ヶ所 AC：1ヶ所（6坪）、2カ所（9坪・12坪） 専用：電子レンジ1ヶ所
	スイッチ	各照明器具、浴室換気扇、トイレ換気扇
	電話	空配管CD22(通線ワイヤ) ノズルプレート
	テレビ	端子1ヶ所 空配管CD22(通線ワイヤ) アンテナ等：別途
エアコン	1ヶ所：22型以上	

備 品	住戸	郵便受け：各住戸 1 ヶ所（壁付前入れ前出し W400mm 程度）
		室名札：各住戸 1 ヶ所
		玄関底：D900mm 内外 × L2, 200mm 内外（床面積に含まれない形状とする）
		玄関段差解消タラップ：22/21 以下、踏面 195mm 以上
		物干し：柱取付タイプ 1 組（12坪：2組）
		付鴨居：各住戸 1 ヶ所（L2, 400mm 以上）
		濡れ縁：各住戸 1 ヶ所（Z 600mm 内外 × L2, 000mm 内外）
		家庭用消火器：各住戸 1 ヶ所（4 型程度）
	棟	棟番号札：各棟 2 か所（妻側に設置）
		消火器：各棟 1 ヶ所（10 型程度）
		防犯灯：各棟 1 ヶ所
特記事項		各協定団体は、本方針に基づき団体毎の基本仕様（案）を県に提出する。協議後、決定した基本仕様をそれぞれ保管する。（基本仕様は 5 年程度を目途に再協議のうえ継続または更新する） 発災後の建設時（着工前）には、根拠を示したうえで諸般の状況を踏まえた決定仕様を提出する。 竣工後、別に定める様式（団地別の決定仕様について）を提出し、県基本方針と比較検証しデータを保存する。

《標準仕様方針の解説》

住宅性能表示制度における評価方法基準を準用し、下記基準を設定する。

※基準は、直近の災害事例等を踏まえ、随時更新を行うものとする。

■ 建具／外部：断熱等性能等級 等級 3（平成 4 年基準相当）

入居期間が 1 年を越える場合があるため、等級 3 とする。

神奈川県（5～7 地域）の場合、建具の仕様は一重で構造・材質は問わない。

※代表的な仕様例である一重金属製単板ガラスの熱貫流率 $6.51\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ を使用。

■ 温熱環境（断熱材の選定）：断熱等性能等級 等級 3（平成 4 年基準相当）

入居期間が 1 年を越える場合があるため、等級 3 とする。

神奈川県（5～7 地域）の場合、外皮平均熱貫流率 $U_A: 1.54\text{ W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下、冷房期の平均日照熱取得率 $\eta_{AC}: 3.8$ 以下だが、現在の各協定団体の断熱性能が $U_A: 1.0$ 、 $\eta_{AC}: 3.0$ を十分に満たすことが可能なことから数値を設定した。

※日照取得率は 0.85η （透明ガラス 5mm）を使用。

■ 小屋裏換気：劣化対策等級（構造躯体等） 等級 3

各協定団体の性能等を考慮し、適用可能であるため、等級 3 とする。

■ 構造の安定：上部構造耐震等級 2（基準法の 1.25 倍）以上、耐風等級 1（基準法）以上

地震による大規模災害では、数年間に渡り余震が繰り返されることから、耐震等級 2 を満たす上部構造とする。

「せん断力係数 $C_0=0.20 \times 1.25=0.25$ 」

■ 高齢者への配慮：高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級 2 以上（ただし、玄関の段差をのぞく）

高齢者等の入居と施工性に配慮し、等級 2 相当とする。

3-23 ごみ収集関係車両一覧表

令和6年12月現在

車 種	台数	職 員 数			備 考
		運転員	作業員	計	
2トン じんかい車(可燃車)	13	70	35	105	
3.5トン じんかい車(可燃車)	23				
4トン じんかい車(可燃車)	0				
4トン じんかい車(不燃車)	0				
3.5トン じんかい車(不燃車)	0				
深ダンプ	3				
平ボディートラック	2				
人員輸送車	1				
軽ライトバン	2				
軽清掃ダンプ車	3				
合 計	47				

3-24 ごみ処理施設等一覧表

令和6年12月現在

施 設 名	所 在 地	処理能力	電 話
平塚市環境事業センター (ごみ焼却施設)	平塚市大神3-15-1	315t/日	55-0122
平塚市粗大ごみ破碎処理場	〃 堤町3-5	55t/5h	22-4557
平塚市遠藤原一般廃棄物 最終処分場	〃 土屋585	(埋立容量) 233,000m ³	58-8466
平塚市リサイクルプラザ (愛称:くるりん)	〃 四之宮7-3-5	46.86t/日	51-5301

3-25 民間委託し尿収集業者一覧表

令和6年12月現在

名 称	住 所	電 話
平塚環興株式会社	平塚市横内4033	55-0549
江南清掃有限会社	平塚市諏訪町30-18	31-1197

3-26 民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表

令和6年12月現在

車 種	積載量	台数	人 員	備 考
普通タンクローリー	3,000L	4	10	
小型タンクローリー	1,800L	4		
計		8	10	

3-27 し尿処理施設

令和6年12月現在

施 設 名	所 在 地	処理能力	電 話
大磯町し尿処理施設	大磯町虫窪66	50kL/日	72-4438

3-28 仮設トイレ等の整備状況一覧表

令和7年2月現在

品名 場所		桜ヶ丘倉庫	平塚球場	アひらつナカ	旭出張所	競輪場	高浜高校	江南高校	平塚湘風高校	教育学校中等	平塚工科高校	平塚農商高校	大倉化学倉庫	東海大学	学校施設内 備蓄倉庫	その他	合計
一般用	仮設トイレ		20										1			47	68
	マンホール対応型 組み立てトイレ														13		13
身障者対応型	便槽型組立てトイレ		7				1		1	1	1	1	1	1	43	8	65
	ラップ式簡易トイレ		11	1		2	2	2	2	2	2	2		2	86	19	133
	マンホール対応型 組立てトイレ	9	1	4					1	1	1	1	1	1	31		51
	マンホール対応型 簡易組み立てトイレ	195	47		32	18	3	3	2	2	2	2		2	399	8	715
ポータブルトイレ		60	108			30							10	10	240		458
合 計		264	194	5	10	50	6	5	6	6	6	6	13	16	812	82	1503

3-29 民間委託消毒業者一覧表

令和7年2月現在

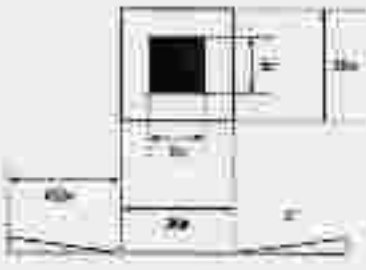
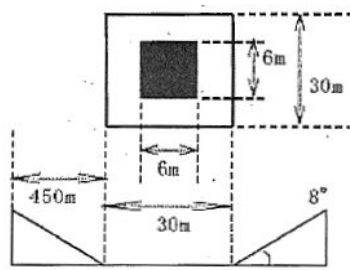
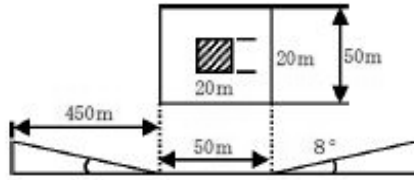
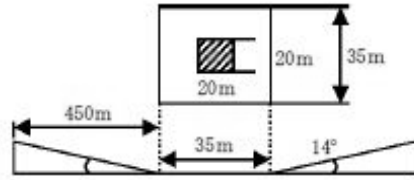
名 称	住 所	電 話
日本消毒(株)	平塚市四之宮2-6-25	24-6474
(有)朝日消毒	平塚市西真土1-2-62	34-3145
(公社)神奈川県 ペストコントロール協会	横浜市中区太田町6-84-2 大樹生命横浜桜木町ビル4階	045- 681-8585

3-30 公共施設の使用目的等

応 急 対 策	施 設 名	使 用 目 的 等
災害対策本部運営関係	市庁舎本館	・災害対策業務運営施設 ・災害対策本部設置施設
	市庁舎別館	・災害対策業務運営施設
	美術館	・市庁舎本館（災对本部設置施設）に支障ある場合の災对本部設置予備施設（第1順位）
	中央公民館	・市庁舎本館（災对本部設置施設）に支障ある場合の災对本部設置予備施設（第2順位）
	中央公民館（再掲） 勤労会館 青少年会館 博物館 中央図書館 教育会館	・庁舎に支障ある場合の災害対策業務の予備施設
	中央公民館（再掲） 勤労会館（再掲）	・災害対策従事職員の待機、休息用施設
	総合公園	・総合防災基地、広域応援活動拠点、広域防災活動拠点
	平塚総合体育館、平塚球場	・広域応援活動拠点、広域防災活動拠点
	平塚球場会議室	・臨時救護所
	平塚競技場	・ヘリポート
	宿泊研修所	・応援自治体等宿泊施設
	広場、駐車場	・関係車両基地
	大神スポーツ広場 馬入ふれあい公園	・広域応援部隊の活動拠点
	福祉会館 浅間緑地	・災害時ボランティアセンター設置施設
	物資、輸送関係	平塚新港、平塚漁港 平塚市水産物地方卸売市場 平塚総合体育館、平塚球場（再掲） 総合公園広場、駐車場（再掲） 平塚競技場（再掲） 大神スポーツ広場（再掲） 馬入ふれあい公園（再掲） 桜ヶ丘公園防災倉庫 見附台広場防災倉庫 松延防災倉庫 須賀新田防災倉庫 ひらつかアリーナ内倉庫 消防署旭出張所内倉庫 水防倉庫（市内10箇所）
避難関係	小・中学校、競輪場	・指定避難所、指定緊急避難場所 ・臨時救護所（一部） ・在宅避難者等への給食、給水、物資配給拠点
	地区公民館	・局所的な災害時や自主避難者の受け入れ施設 ・指定緊急避難場所
	学校給食センター 栗原ホーム 平塚市余熱利用施設 南部、西部福祉会館	・避難部給食班の炊出し等調理施設 ・福祉避難所
	地区公民館（再掲） 地区図書館 こどもの家	・福祉避難所の予備施設
	環境衛生業務関係	環境事業センター関連施設 ポンプ場 平塚市聖苑 大神スポーツ広場（再掲） 遠藤原一般廃棄物最終処分場
医療救護関係	平塚市民病院	・災害拠点病院 ・飛行場外離着陸場
	保健センター	・医療救護班、保健活動班活動拠点、 保健医療福祉関係応援チーム受援拠点 ・災害時地域医療機関
	平塚球場会議室（再掲）	・臨時救護所
遺体収容、安置関係	ひらつかアリーナ 地区公民館の体育館 （神田、金目、旭南 金田、花水地区公民館）	・遺体の収容、安置、遺族等関係施設
	上記以外の施設	指示がある場合を除き、原則として使用しない閉鎖施設

3-31 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積

○陸上自衛隊ヘリコプター臨時着陸場細部選定基準

機 種	標 準	応 急
UH-1 (中型)		
UH-60 (中型)		
CH-47 (大型)		
備 考	1 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形にすることが必要。 2 ダウン・ウォッシュ（離発着時における突風・横風）について考慮が必要。<u>（対策：着陸地が砂地である場合、消防車等による十分な散水）</u> 例：CH-47（大型ヘリ） 直径0.5m～1cm程度の小石が半径100m～150mに飛散する。 天幕等（テント）がある地域では、さらに150m以上の距離が必要。	

3-32 ヘリコプター臨時離着陸場

① 第1次施設

名 称	所 在 地	電 話
平塚競技場 東海大学湘南キャンパス 準硬式野球場 大神スポーツ広場 馬入ふれあい公園	平塚市大原1-1 " 北金目4-1-1 " 大神4-20-16ほか " 中堂246-1	総合公園課 35-2233 58-1211 スポーツ課 31-3060 総合公園課 35-2233 (馬入ふれあい公園 25-0011)

② 第2次施設

名 称	所 在 地	発着場面積 東西(m)×南北(m)	電 話
湘南海岸公園 浜岳中学校 江陽 " 春日野 "	平塚市高浜台32 " 龍城ヶ丘4-26 " 浅間町8-1 " 中里33-1	100×50 160×65 170×90 110×60	みどり公園・水辺課 21-9852 31-0479 21-0414 31-0420

③ 飛行場外離着陸場

名 称	所 在 地	発着場面積 東西(m)×南北(m)	電 話
平塚市民病院 屋上離着陸場	平塚市南原1-19-1	21×21	32-0015

3-33 応援部隊等の宿营地及び車両基地の予定地

① 主要施設

施 設 名	所 在 地	電 話
総合公園 (平塚のはらっぱ)	平塚市大原1-1	総合公園課 35-2233

② 予備施設

施 設 名	所 在 地	電 話
大神スポーツ広場	平塚市大神4-20-16 ほか	スポーツ課 31-3060
馬入ふれあい公園	" 中堂246-1	総合公園課 35-2233 (馬入ふれあい公園 25-0011)
東海大学グラウンド	" 北金目4-1-1	湘南キャンパス 58-1211

3-34 広域避難場所及び指定避難道路

広域避難場所			指定避難道路
広域避難場所	対象地区	収容可能人数 (人)	
八幡小学校	・東八幡 ・西八幡 ・八幡	7,620	・駅前通り線 ・萩原八幡線 ・東八幡10、15、39、40号線
八幡山公園 と 江陽中学校周辺	・八千代町 ・馬入 ・天沼 ・堤町 ・宮松町 ・宝町 ・明石町 ・立野町 ・錦町 ・須賀 ・老松町 ・榎木町 ・中堂 ・長瀬 ・宮の前 ・紅谷町 ・浅間町 ・見附町 ・追分	40,860	・国道1号 ・駅前通り線 ・駅前大通り線 ・海岸南中線 ・浅間町南原線
県立平塚農商高校 湘南海岸公園 と 周辺学校群	・富士見町 ・諏訪町 ・平塚 ・上平塚 ・高浜台 ・代官町 ・札幌町 ・久領堤 ・松風町 ・豊原町 ・中里 ・達上ヶ丘 ・桜ヶ丘 ・夕陽ヶ丘 ・幸町 ・千石河岸 ・八重咲町 ・袖ヶ浜	20,040 33,610	・国道1号 ・諏訪町9号線 ・中里8、14、21号線 ・平塚91、102号線 ・県道607号（平塚港平塚停車場） ・県道608号（平塚停車場袖ヶ浜） ・須賀久領平塚中学校線 ・須賀打越羽衣町線 ・平塚大磯海岸線 ・平塚駅稲荷山線 ・蔵邸川端線
花水小学校 と 浜岳中学校	・桃浜町 ・龍城ヶ丘	7,870	・県道61号（平塚伊勢原） ・平塚大磯海岸線
県立平塚工科高校	・黒部丘 ・堇平 ・虹ヶ浜 ・撫子原 ・花水台 ・唐ヶ原	7,250	・県道61号（平塚伊勢原） ・平塚大磯海岸線 ・平塚海岸秦野線 ・黒部丘11号線 ・堇平29号線
合計収容可能人数		117,250	

3-35① 指定避難所一覧表（平塚市）

令和6年12月現在

避難所名	収容可能人数	大字名	対象自治会名
大洋中学校	1,890	・高浜台	・パークサイド平塚自治会 ・高浜台自治会 ・湘南高浜台ハイツ自治会
高浜高校	2,250	・千石河岸 ・幸町 ・札幌町の一部	・千石河岸自治会 ・幸町自治会 ・札幌横町自治会
平塚競輪場	1,240	・札幌町の一部 ・久領堤	・須賀北町自治会
港小学校	1,880	・夕陽ヶ丘 ・代官町	・夕陽ヶ丘自治会 ・代官町自治会 ・グレーシアパーク自治会
花水小学校	2,980	・龍城ヶ丘 ・袖ヶ浜 ・虹ヶ浜の一部 ・堇平	・龍城ヶ丘自治会 ・袖ヶ浜自治会 ・虹ヶ浜東部自治会 ・堇平自治会
浜岳中学校	2,310	・桃浜町 ・八重咲町 ・松風町 ・黒部丘の一部 ・黒部丘の一部	・桃浜町自治会 ・八重咲町自治会 ・松風町自治会 ・黒部丘東部自治会 ・黒部丘第一親睦会 ・黒部丘西部自治会
平塚工科高校	4,370		※大磯町高麗3丁目（東海道本線以南）
なでしこ小学校	1,420	・虹ヶ浜の一部 ・花水台 ・撫子原	・虹ヶ浜西部自治会 ・花水台自治会 ・撫子原自治会
大磯高校	885	・唐ヶ原	・唐ヶ原自治会 ・平塚ガーデンホームズ自治会 ※大磯町高麗1丁目・2丁目、東町、長者町
富士見小学校	2,010	・豊原町の一部 ・平塚1丁目 ・平塚2丁目 ・平塚3丁目の一部 ・平塚4丁目の一部 ・中里の一部	・豊原町内会 ・三区町内会 ・四区町内会 ・五区町内会 ・二十四軒町自治会 ・二葉会
春日野中学校	1,630	・平塚3丁目の一部 ・平塚4丁目の一部 ・平塚5丁目 ・中里の一部	・西仲町町内会 ・柳町町内会 ・中里町内会 ※大磯町高麗3丁目（東海道本線以北）
平塚農商高校	3,620	・上平塚 ・中里の一部 ・達上ヶ丘 ・桜ヶ丘	・上平塚町内会 ・諏訪町会（3班） ・桜ヶ丘自治会 ・富士見平町内会
平塚江南高校	2,440	・富士見町 ・諏訪町 ・豊原町の一部	・富士見町内会 ・諏訪町会（1、2班）
崇善小学校	1,610	・浅間町の一部 ・追分 ・立野町 ・見附町 ・錦町	・浅間町町内会 ・立野町・追分町内会 ・見附町町内会 ・錦町町内会 ・チュリス平塚自治会 ・藤和平塚コープ自治会

避難所名	収容可能人数	大字名	対象自治会名
江陽中学校	1,620	・明石町 ・紅谷町 ・宝町 ・宮の前 ・宮松町 ・浅間町の一部	・明石町会 ・紅谷町自治会 ・宝町自治会 ・宮の前自治会 ・宮松町自治会 ・サニープラザ平塚自治会 ・LM平塚宝町自治会 ・ライオンズプラザ平塚見附町自治会 ・セレストタワー湘南平塚自治会 ・LaLa湘南平塚commons自治会
松原小学校	1,380	・老松町 ・八千代町 ・天沼 ・榎木町 ・中堂 ・馬入本町 ・馬入の一部 ・長瀬 ・堤町	・老松町自治会 ・八千代町自治会 ・天沼自治会 ・馬入本町自治会 ・榎木町中堂自治会 ・オーベルG平塚自治会
萩園中学校	1,698	・須賀の一部 ・馬入の一部	・須賀新田自治会
中島中学校	1,461	・須賀の一部 ・馬入の一部	
八幡小学校	1,410	・東八幡1丁目の一部 ・東八幡2丁目の一部 ・東八幡3丁目 ・東八幡4丁目 ・東八幡5丁目 ・西八幡3丁目の一部	・田端自治会 ・平塚ニューライフ自治会 ・高野町自治会 ・上町自治会
神明中学校	1,530	・東八幡1丁目の一部 ・東八幡2丁目の一部 ・西八幡1丁目 ・西八幡2丁目 ・西八幡3丁目の一部 ・西八幡4丁目 ・四之宮1丁目	・坂戸自治会 ・尼沼自治会 ・旭町自治会 ・松葉町自治会 ・下郷第三自治会 ・中原下宿第一自治会 ・中原下宿第二自治会 ・中原下宿第三自治会
大野小学校	1,480	・四之宮2丁目 ・四之宮3丁目 ・四之宮4丁目の一部 ・四之宮5丁目 ・四之宮6丁目 ・東真土2丁目の一部	・下郷第一自治会 ・下郷第二自治会 ・下郷第四自治会 ・観音町第一自治会 ・観音町第二自治会 ・中庭自治会 ・東町自治会 ・通町自治会 ・西町自治会 ・林町自治会

避難所名	収容可能人数	大字名	対象自治会名
真土小学校	1,430	・東真土1丁目 ・東真土2丁目の一部 ・東真土3丁目 ・東真土4丁目 ・西真土1丁目 ・西真土2丁目 ・西真土3丁目 ・西真土4丁目	・今里南自治会 ・今里東自治会 ・今里西自治会 ・大真土東第一自治会 ・大真土東第二自治会 ・大真土三谷自治会 ・大真土西第一自治会 ・大真土西第二自治会 ・古真土北町自治会 ・古真土入町自治会
松が丘小学校	1,490	・東中原1丁目 ・東中原2丁目	・東中原東自治会 ・東中原西自治会 ・東中原住宅自治会
大野中学校	2,100	・中原3丁目の一部	・伊勢山南自治会 ・伊勢山北自治会 ・伊勢山西自治会
中原小学校	1,570	・御殿1丁目の一部 ・御殿2丁目の一部 ・御殿3丁目の一部 ・中原1丁目の一部 ・中原2丁目の一部 ・中原3丁目の一部	・御殿東町内会の一部 ・御殿北町内会の一部 ・御殿西町内会 ・御殿南町内会 ・裏宿東町内会 ・裏宿西町内会 ・裏宿南町内会 ・裏宿北町内会 ・上宿南町内会の一部 ・中宿西町内会の一部 ・上宿北町内会 ・下宿西町内会 ・下宿北町内会
平塚中等教育学校	3,460	・御殿1丁目の一部 ・御殿2丁目の一部 ・御殿3丁目の一部 ・中原1丁目の一部 ・中原2丁目の一部 ・中原3丁目の一部	・御殿東町内会の一部 ・下宿東町内会 ・下宿南町内会 ・御殿北町内会の一部 ・上宿南町内会の一部 ・中宿東町内会 ・中宿西町内会の一部
大原小学校	1,200	・新町 ・大原	・新町自治会 ・平塚スカイハイツ自治会 ・大原東自治会
中原中学校	1,480	・御殿4丁目	・新川端自治会
南原小学校	1,150	・南原1丁目 ・南原2丁目 ・南原3丁目 ・南原4丁目	・南原横宿自治会 ・南原東町町内会 ・鍛冶町町内会 ・向原町内会 ・南原上町町内会 ・土手新町町内会 ・南原ルネ自治会

避難所名	収容可能人数	大字名	対象自治会名
神田中学校	1,740	・ 田村 3 丁目の一部 ・ 田村 4 丁目 ・ 田村 6 丁目 ・ 田村 8 丁目 ・ 田村 9 丁目	・ 田村 3 ・ 4 丁目自治会 ・ 田村 6 丁目自治会 ・ 田村 8 丁目自治会 ・ 田村 9 丁目自治会
相模小学校	1,480	・ 吉蔭 ・ 大神	・ 大神第一自治会 ・ 大神第二自治会 ・ 大神第三自治会 ・ 大神第四自治会 ・ 吉蔭自治会
神田小学校	1,690	・ 田村 5 丁目 ・ 田村 7 丁目 ・ 四之宮 4 丁目の一部 ・ 四之宮 7 丁目	・ 田村 5 丁目自治会 ・ 田村 7 丁目自治会 ・ 宮の前住宅自治会 ・ 上郷自治会
平塚湘風高校	3,490	・ 田村 1 丁目 ・ 田村 2 丁目 ・ 田村 3 丁目の一部	・ 田村 1 ・ 2 丁目自治会 ・ 田村団地自治会 ・ サンシャイン平塚自治会 ・ 秀和平塚レジデンス自治会 ・ ダイアパレス平塚自治会 ・ ダイアパレス平塚第五自治会
横内中学校	1,560	・ 横内の一部	・ 横内連合自治会
横内小学校	1,490	・ 横内の一部	・ 横内団地連合自治会
城島小学校	1,120	・ 大島 ・ 小鍋島 ・ 下島	・ 大島自治会 ・ 小鍋島自治会 ・ 下島自治会 ・ 下島第一団地自治会 ・ ビレッジハウス下島第二自治会
大住中学校	1,690	・ 城所 ・ 豊田本郷の一部 ・ 北豊田の一部	・ 城所自治会 ・ 簀子橋自治会
豊田小学校	1,100	・ 豊田平等寺 ・ 豊田打間木 ・ 豊田小嶺 ・ 豊田宮下 ・ 豊田本郷の一部 ・ 南豊田 ・ 東豊田 ・ 北豊田の一部	・ 豊田平等寺自治会 ・ 豊田打間木自治会 ・ 豊田小嶺自治会 ・ 豊田宮下自治会 ・ 豊田西町自治会 ・ 豊田本宿自治会 ・ 豊田豊中自治会
岡崎小学校	1,440	・ 岡崎 ・ ふじみ野 1 丁目 ・ ふじみ野 2 丁目	・ 別北自治会 ・ 丸島自治会 ・ 大畑自治会 ・ 矢崎自治会 ・ 西海地自治会 ・ 入山瀬自治会 ・ ふじみ野自治会 ・ 王御住自治会 ・ 平塚みどりヶ丘自治会

避難所名	収容可能人数	大字名	対象自治会名
金田小学校	1,390	・入野 ・長持 ・寺田縄 ・飯島 ・入部 ・中原下宿 ・豊田本郷の一部	・入野自治会 ・長持自治会 ・寺田縄自治会 ・長瀬自治会 ・飯島自治会
旭陵中学校	1,470	・公所 ・日向岡1丁目 ・日向岡2丁目	・公所自治会 ・日向岡自治会
旭小学校	1,560	・根坂間	・根坂間自治会
松延小学校	1,470	・河内 ・徳延 ・纏 ・山下の一部	・河内自治会 ・徳延自治会 ・纏自治会
勝原小学校	1,790	・出縄 ・万田の一部 ・高村の一部	・出縄自治会 ・万田自治会 ・高村西自治会 ・アメニティ湘南平自治会
山城中学校	1,790	・山下の一部 ・高村の一部 ・万田の一部	・上山下自治会 ・高村団地東自治会 ・万田貝塚自治会
山下小学校	1,590	・高根 ・山下の一部	・高根自治会 ・下山下自治会 ・山下団地自治会 ・若宮ハイツ自治会
金目小学校	1,600	・南金目の一部 ・千須谷 ・片岡の一部	・堀之内自治会（1～28組） ・太田自治会（南地区、中地区A） ・坪之内自治会 ・根下自治会 ・千須谷自治会
金旭中学校	1,990	・広川 ・片岡の一部 ・南金目の一部	・広川自治会 ・片岡南自治会
みずほ小学校	1,170	・北金目 ・北金目1丁目 ・北金目2丁目 ・北金目3丁目 ・北金目4丁目 ・南金目の一部	・堀之内自治会（29～38組） ・北久保自治会 ・中久保自治会 ・大久保自治会
東海大学	1,510	・南金目の一部 ・真田 ・真田1丁目 ・真田2丁目 ・真田3丁目	・青柳自治会 ・真田自治会 ・真田ウッドパーク自治会
金目中学校	1,610	・片岡の一部 ・南金目の一部	・片岡北自治会 ・太田自治会（北地区、中地区B・C）
土屋小学校 土沢中学校	980 1,250	・土屋	・大庶子分自治会 ・惣領分自治会 ・上惣領自治会 ・大寺分自治会

避難所名	収容可能人数	大字名	対象自治会名
吉沢小学校	1,480	・上吉沢 ・下吉沢 ・めぐみが丘1丁目 ・めぐみが丘2丁目	・下吉沢自治会 ・上吉沢自治会 ・中吉沢自治会 ・めぐみが丘自治会
合計収容可能人数	94,444		

3-35② 指定緊急避難場所一覧表

令和7年4月現在

指定緊急避難場所	住所	災害種別					指定避難所
		地震	洪水	大火事	土砂	高潮	
(広域避難場所)							
八幡小学校	平塚市東八幡3-8-1			○			
八幡山公園	平塚市浅間町1			○			
江陽中学校周辺	平塚市浅間町8-1			○			
旧平塚商業高校	平塚市中里50-1			○			
平塚農商高校	平塚市達上ヶ丘10-10			○			
湘南海岸公園と周辺学校群	平塚市高浜台32			○			
花水小学校	平塚市龍城ヶ丘5-62			○			
浜岳中学校	平塚市龍城ヶ丘4-26			○			
平塚工科高校	平塚市黒部丘12-7			○			
(避難所)							
太平洋中学校	平塚市高浜台7-1	○	○			○	
高浜高校	平塚市高浜台8-1	○	○			○	
平塚競輪場	平塚市久領堤5-1	○	○			○	
港小学校	平塚市夕陽ヶ丘22-1	○	○			○	
花水小学校	平塚市龍城ヶ丘5-62	○	○			○	
浜岳中学校	平塚市龍城ヶ丘4-26	○	○			○	
平塚工科高校	平塚市黒部丘12-7	○ (グラウンド・体育館)	○			○	
なでしこ小学校	平塚市花水台42-1	○	○			○	
大磯高校	大磯町東町2-9-1	○	○			○	
富士見小学校	平塚市中里10-1	○	○			○	
春日野中学校	平塚市中里33-1	○	○			○	
平塚農商高校	平塚市達上ヶ丘10-10	○ (グラウンド・体育館)	○			○	
平塚江南高校	平塚市諏訪町5-1	○ (グラウンド・体育館)	○			○	
崇善小学校	平塚市浅間町4-3	○	○			○	
江陽中学校	平塚市浅間町8-1	○	○			○	
松原小学校	平塚市天沼7-10	○	○			○	
萩園中学校	茅ヶ崎市萩園2425	○ (グラウンド)	○			○	
中島中学校	茅ヶ崎市 中島1469-2	○ (グラウンド)	○	○		○	
八幡小学校	平塚市東八幡3-8-1	○	○			○	
神明中学校	平塚市四之宮1-10-1	○	○			○	
大野小学校	平塚市東真土2-1-1	○	○			○	
真土小学校	平塚市西真土4-3-1	○	○			○	
松が丘小学校	平塚市東中原1-12-2	○	○			○	
大野中学校	平塚市東中原1-12-1	○	○			○	
中原小学校	平塚市御殿2-8-9	○	○			○	
平塚中等教育学校	平塚市大原1-13	○	○			○	
大原小学校	平塚市大原1-14	○	○			○	
中原中学校	平塚市御殿4-5-1	○	○			○	
南原小学校	平塚市南原1-11-31	○	○			○	
神田中学校	平塚市田村4-31-1	○	○			○	
相模小学校	平塚市大神5-13-1	○	○			○	
神田小学校	平塚市田村6-1-1	○	○			○	
平塚湘風高校	平塚市田村3-13-1	○	○			○	
横内中学校	平塚市横内1948-3	○	○			○	
横内小学校	平塚市横内2687	○	○			○	
城島小学校	平塚市小鍋島608-3	○	○			○	
大住中学校	平塚市城所649	○	○		○	○	
豊田小学校	平塚市豊田宮下552	○	○			○	
岡崎小学校	平塚市岡崎3430	○	○		○	○	
金田小学校	平塚市入野514	○	○			○	
旭陵中学校	平塚市日向岡2-9-1	○	○		○	○	
旭小学校	平塚市河内307	○	○		○	○	
松延小学校	平塚市縄226	○	○			○	

指定緊急避難場所	住所	災害種別					指定 避難所
		地震	洪水	大火事	土砂	高潮	
(避難所)							
勝原小学校	平塚市高村45	○	○		○		○
山城中学校	平塚市高村166	○	○		○		○
山下小学校	平塚市山下3-25-1	○	○		○		○
金目小学校	平塚市南金目907	○	○		○		○
金旭中学校	平塚市広川12	○	○		○		○
みずほ小学校	平塚市北金目2-39-1	○	○				○
東海大学	平塚市北金目4-1-1	○	○		○		○
金目中学校	平塚市南金目1013-2	○	○				○
土屋小学校	平塚市土屋3004-2	○	○		○ (校舎の一部)		○
土沢中学校	平塚市土屋2244	○	○		○ (校舎の一部、体育館)		○
吉沢小学校	平塚市上吉沢465	○	○		○		○
(緊急避難場所)							
神奈川県立子ども自立生活支援センター	平塚市片岡991-1		○		○		
崇善公民館	平塚市見附町1-8		○				
須賀公民館	平塚市夕陽ヶ丘60-32		○			○	
松原公民館	平塚市八千代町2-23		○				
富士見公民館	平塚市中里11-21		○				
花水公民館	平塚市桃浜町34-34		○			○	
なでしこ公民館	平塚市撫子原12-54		○			○	
大野公民館	平塚市東真土2-12-1		○				
八幡公民館	平塚市西八幡1-10-22		○				
四之宮公民館	平塚市東真土2-1-48		○				
中原公民館	平塚市御殿2-17-38		○				
松が丘公民館	平塚市東中原2-17-19		○				
大原公民館	平塚市大原1-15		○				
南原公民館	平塚市南原2-15-1		○				
神田公民館	平塚市田村3-12-5		○				
横内公民館	平塚市横内2506		○				
大神公民館	平塚市大神5-12-17		○				
岡崎公民館	平塚市岡崎3634		○		○		
豊田公民館	平塚市南豊田366-1		○				
城島公民館	平塚市小鍋島271-1		○		○		
金目公民館	平塚市南金目966		○		○		
金田公民館	平塚市入野108-1		○				
土屋公民館	平塚市土屋1864-1		○		○		
吉沢公民館	平塚市上吉沢395-1		○		○		
旭南公民館	平塚市山下2-16-1		○		○		
旭北公民館	平塚市河内440		○		○		

3-35③ 公民館一覧表

No.	公民館名	所在地	TEL FAX	施 設 概 要
1	中央公民館	追分1-20	34-2111 35-2537	大ホール・小ホール・市民ギャラリー・会議室(5)・実習室(2)・和室・音楽室・調理実習室・ベビールーム他
2	崇善公民館	見附町1-8	31-1920 35-2531	ホール(2)・会議室(3)・和室・調理室
3	須賀公民館	夕陽ヶ丘60-32	21-2152 24-1406	会議室(2)・和室・老人憩いの部屋(和室)・ホール・調理室
4	松原公民館	八千代町2-23	21-6186 24-1405	和室・会議室(2)・調理室・集会室・談話室・多目的室
5	富士見公民館	中里11-21	31-2256 35-2530	和室(2)・調理室・会議室(3)・集会室・視聴覚室
6	花水公民館	桃浜町34-34	31-3824 35-2533	和室(2)・会議室(2)・図書室兼会議室・調理室・談話室・集会室ホール・視聴覚室
7	なでしこ公民館	撫子原12-54	35-1254 37-1061	調理実習室・会議室・図書室兼会議室・集会室・教養室(和室)・視聴覚室
8	大野公民館	東真土2-12-1	55-0711 51-1362	ホール・調理室・会議室(3)・和室・視聴覚室
9	八幡公民館	西八幡1-10-22	23-5528 24-1407	和室・会議室(2)・調理室・大ホール
10	四之宮公民館	東真土2-1-48	55-0655 54-8255	茶室(和室)・いこい室・会議室(2)・談話室・調理室・集会室
11	中原公民館	御殿2-17-38	32-7372 35-2534	和室・会議室(3)・調理実習室・視聴覚室・大ホール
12	松が丘公民館	東中原2-17-19	33-6311 35-2535	調理室・会議室(3)・和室(2)・集会室
13	大原公民館	大原1-15	34-5011 34-4301	会議室(3)・調理実習室・和室・集会室(以下大原小学校部分)音楽室(2)
14	南原公民館	南原2-15-1	33-9800 35-2536	和室・会議室(2)・調理室・ホール
15	神田公民館	田村3-12-5	55-0239 51-1364	和室・集会室・調理室・会議室・視聴覚室兼会議室・体育館
16	横内公民館	横内2506	54-0118 54-8256	和室・会議室・調理室・集会室
17	大神公民館	大神2391-1	55-5040 51-1366	大ホール・文化活動室・和室(2)・調理室・視聴覚室兼会議室・図書室兼会議室
18	岡崎公民館	岡崎3634	58-1286 50-1271	調理室・会議室・集会室・図書室・教養室(和室)・学習室(和室)
19	豊田公民館	南豊田366-1	32-7373 37-1063	会議室・和室・調理室・集会室
20	城島公民館	小鍋島271-1	55-1525 51-1368	集会室・調理実習室・会議室・図書室兼会議室・和室・視聴覚室
21	金目公民館	南金目966	58-0101 50-1273	和室(2)・調理室・ミーティングルーム・体育館・集会室・会議室(2)・図書室兼実習室・視聴覚室
22	金田公民館	入野108-1	31-2136 37-1065	和室・調理実習室・体育館・集会室・会議室・会議室兼音楽室・会議室兼図書室
23	土屋公民館	土屋1864-1	58-0833 50-1276	集会室・調理実習室・和室・視聴覚室・会議室(2)
24	吉沢公民館	上吉沢395	58-0880 50-1279	調理室・ホール・会議室・和室
25	旭南公民館	山下2-16-1	31-2255 37-1067	和室(2)・調理実習室・大ホール・体育館・会議室・視聴覚室・工芸室・小ホール
26	旭北公民館	河内440	32-2221 37-1069	和室・会議室(3)・調理室・託児室(和室)・集会室・音楽室・講義室・多目的室

3-35④ 津波避難ビル一覧表

令和6年12月

① 公共施設（11か所）

	対象自治会	施設の名称	所在地	一時退避 可能場所	収容可能 人員
1	・パークサイド平塚自治会 ・高浜台自治会 ・湘南高浜台ハイツ自治会	太洋中学校	高浜台 7-1	校舎の上層階	—
2	・千石河岸自治会 ・幸町自治会 ・札幌横町自治会	県立高浜高校	高浜台 8-1	校舎の上層階	—
3	・須賀北町自治会	平塚競輪場	久領堤 5-1	施設の上層階	—
4	・夕陽ヶ丘自治会 ・代官町自治会 ・グレースシアパーク自治会	港小学校	夕陽ヶ丘 22-1	校舎の上層階	—
5	・龍城ヶ丘自治会 ・袖ヶ浜自治会 ・虹ヶ浜東部自治会 ・菫平自治会	花水小学校	龍城ヶ丘 5-62	校舎の上層階	—
6	・桃浜町自治会 ・八重咲町自治会 ・松風町自治会 ・黒部丘東部自治会	浜岳中学校	龍城ヶ丘 4-26	校舎の上層階	—
7	・黒部丘第一親睦会 ・黒部丘西部自治会	県立平塚工科高校	黒部丘 12-7	校舎の上層階	—
8	・虹ヶ浜西部自治会 ・花水台自治会 ・撫子原自治会	なでしこ小学校	花水台 42-1	校舎の上層階	—
9	・撫子原自治会	撫子グリーンハイツ	撫子原 12-64	屋上部分	約 190 人
10	・東町自治会	四之宮水再生センター	四之宮 4-19-1	管理棟3階大会議室及びテラス、 屋上部分	約 1,260 人
11	・袖ヶ浜自治会	なぎさふれあい センター	袖ヶ浜 20-1	屋上	約 330 人

②民間施設（６７か所）

	対象自治会	建物の名称	所在地	一時退避可能場所 (共用部分のみ)	収容可能 人員
1	撫子原自治会	サニーレジデンス平塚Ⅰ	撫子原 9-9	3階の通路部分	約 10 人
2	唐ケ原自治会	介護老人福祉施設 平塚富士白苑	唐ケ原 1	屋上	約 70 人
3	唐ケ原自治会	平塚ガーデンホームズ	唐ケ原 123-2	1号棟 4～6階の踊り場及び階段部分 2号棟 4～6階の通路及び階段部分	約 202 人
4	黒部丘東部自治会	オーシャンステイツ湘南平塚 グランフィールド	黒部丘 6-19	3～5階の通路部分	約 765 人
5	黒部丘東部自治会	オーシャンステイツ湘南平塚 オリビアシティ	黒部丘 6-48	3～5階の通路部分	約 506 人
6	葦平自治会	野崎ビル	葦平 8-7	3階の廊下、3階～屋上への階段及び屋上部分	約 300 人
7	葦平自治会	グランノエル湘南すみれ平 プレミアムコースト	葦平 1-5	3～10階の通路及び階段部分	約 340 人
8	葦平自治会	パレ平塚すみれ平	葦平 12-12 葦平 15-1	1番館 3～9階の通路及び階段部分 2～4番館 3～8階の通路及び階段部分	約 1,190 人
9	虹ヶ浜西部自治会	ダイアパレス湘南虹ヶ浜オー シャンビュウ	虹ヶ浜 24-25	4～10階の通路及び階段部分	約 300 人
10	龍城ヶ丘自治会	サーパス湘南龍城ヶ丘	龍城ヶ丘 2-33	3～5階の通路及び階段部分	約 160 人
11	桃浜町自治会	レジェンド湘南平塚	桃浜町 30-5	3～5階の通路及び階段部分	約 65 人
12	桃浜町自治会	オハナ 平塚桃浜	桃浜町 8-5	3～7階の共用廊下及び屋外階段、屋上の緊急スペース	約 908 人
13	桃浜町自治会	グランマーレ湘南アプレ	桃浜町 6-16	3～10階の通路及び階段部分	約 200 人
14	桃浜町自治会	レジデンス平塚	桃浜町 31-4	3～5階の通路及び階段部分	約 140 人
15	八重咲町自治会	株式会社 葦 本社ビル	八重咲町 12-28	屋上・外階段	約 200 人
16	八重咲町自治会	神奈中本社ビル	八重咲町 6-18	3～9階の廊下	約 608 人

	対象自治会	建物の名称	所在地	一時退避可能場所 (共用部分のみ)	収容可能 人員
17	八重咲町 自治会	藤和シティホームズ平塚八重咲Ⅱ	八重咲町 23-29	3～5階の通路及び階段部分	約50人
18	八重咲町 自治会	平塚八重咲町三和プラザ	八重咲町 18-27	3～6階の廊下及び階段部分	約160人
19	八重咲町 自治会	グラン・クロワージュ平塚八重咲	八重咲町 23-23	3～6階の通路及び階段部分	約150人
20	八重咲町 自治会	藤和シティホームズ平塚八重咲	八重咲町 24-34	3～8階の通路及び階段部分	約210人
21	松風町 自治会	ソレイユ松風	松風町 28-41	3～5階の通路及び階段部分	約160人
22	松風町 自治会	マスターズアドレス湘南松風	松風町 19-6	3～5階の通路及び階段部分	約610人
23	松風町 自治会	ビッグヴァン平塚松風町	松風町 20-26	3～5階の通路部分	約50人
24	袖ヶ浜 自治会	ふれあい平塚ホスピタル	袖ヶ浜 1-12	5階の一部	約150人
25	袖ヶ浜 自治会	湘南ふれあいの園平塚	袖ヶ浜 1-12	6階の一部	約80人
26	袖ヶ浜 自治会	横浜ゴム株式会社 湘南セミナーハウス	袖ヶ浜 19-15	3～4階廊下及び階段	約110人
27	袖ヶ浜 自治会	湘南袖ヶ浜レジデンス オー シャンフロント・マリンテラス 棟	袖ヶ浜 1-12-1	3～10階の通路部分	約400人
28	袖ヶ浜 自治会	湘南袖ヶ浜レジデンス ガー デンヴィラ棟	袖ヶ浜 1-12-2	3～5階の通路部分	約150人
29	袖ヶ浜 自治会	湘南袖ヶ浜レジデンス シー ガルコート棟	袖ヶ浜 1-12-3	3～5階の通路部分	約150人
30	袖ヶ浜 自治会	オハナ平塚袖ヶ浜	袖ヶ浜 20-46	3～5階の共用廊下及び屋外 階段、屋上の緊急スペース	約379人
31	袖ヶ浜 自治会	藤和シティホームズ湘南袖ヶ 浜ブリーズステージ	袖ヶ浜 5-11	3～4階の通路及び階段部分	約35人
32	港地区自治 連(高浜台)	ダイアパレスグランデージ 湘南平塚	高浜台 30-3	4～10階の通路及び階段部 分	約1,340 人
33	港地区自治 連(高浜台)	アイディーコート平塚海岸	高浜台 27-22	3～5階の通路及び階段部分	約70人

	対象自治会	建物の名称	所在地	一時退避可能場所 (共用部分のみ)	収容可能 人員
34	港地区自治 連(高浜台)	パークサイド平塚	高浜台 29-1	1号棟 4～6階の通路部分、 2・3・4号棟 4～7階の通 路部分	約 648 人
35	港地区自治 連(夕陽ヶ 丘)	ジュネパレス平塚第16	夕陽ヶ丘 27-21	3～4階の通路及び階段部分	約 57 人
36	港地区自治 連(夕陽ヶ 丘)	グレースパーク湘南平塚	夕陽ヶ丘 63-12	4～15階の通路及び階段部 分	約 1,780 人
37	港地区自治 連(夕陽ヶ 丘)	夕陽ヶ丘テラス	夕陽ヶ丘 36-16	3～4階の通路及び階段部分	約 25 人
38	港地区自治 連(代官町)	医療法人社団 松和会 望星平塚クリニック	代官町 23-1	屋上	約 200 人
39	港地区自治 連 (代官町)	ライオンズシティ平塚	代官町 3-8	3～14階の階段部分	約 66 人
40	港地区自治 連 (代官町)	米善ビル(イトマンスポーツス クエア 平塚店)	代官町 1-16	3階ゴルフレンジ及びスタジ オ、4階テニスコート	約 2,170 人
41	港地区自治 連 (代官町)	プレスステージ代官町	代官町 6-3	3階バルコニー、3～5階の 通路及び階段部分	約 98 人
42	港地区自治 連 (代官町)	代官町ビル	代官町 6-5	3～5階の通路及び階段部分	約 34 人
43	港地区自治 連 (代官町)	サングレイス湘南平塚駅前	代官町 10-7	3～9階までの階段部分	約 35 人
44	港地区自治 連 (代官町)	レクシオ平塚代官町	代官町 23-21	3～8階の通路及び階段部分	約 90 人
45	港地区自治 連 (代官町)	サーパス湘南代官町	代官町 25-12	3～7階の通路部分	約 170 人
46	港地区自治 連 (代官町)	OSC湘南シティ	代官町 33-1	3階～屋上の駐車場通路部分	約 21,100 人
47	港地区自治 連 (代官町)	エクセルマンション平塚	代官町 7-35	3～5階の通路及び階段部分	約 55 人
48	港地区自治 連 (代官町)	日神パレスステージ湘南平塚	代官町 1-35	3～10階の通路及び階段部 分	約 208 人
49	港地区自治 連 (須賀北町)	ユニディ湘南平塚店	久領堤 1-2	屋上駐車場部分	約 5,000 人
50	港地区自治 連(幸町)	パテラスクエア平塚	幸町 27-19	3～5階の通路及び階段部分	約 117 人

	対象自治会	建物の名称	所在地	一時退避可能場所 (共用部分のみ)	収容可能 人員
5 1	港地区自治 連(幸町)	ポートテラス浦田	幸町 26-15	3階の通路部分	約 15 人
5 2	港地区自治 連 (千石河岸)	シーサイドパレス平塚	千石河岸 49-1	3～6階の通路及び階段	約 340 人
5 3	桜ヶ丘 自治会	カルチャーBONDS 平塚	平塚 5-23-12	3～4階部分、屋上	約 2,031 人
5 4	桜ヶ丘 自治会	伊勢忠ビル	桜ヶ丘 2-13	3～4階の通路及び階段部 分、屋上部分	約 70 人
5 5	桜ヶ丘 自治会	ダイアパレス平塚第2	桜ヶ丘 1-15	3～5階の通路及び階段部分	約 87 人
5 6	須賀新田 自治会	エア・ウォーター・パフォー ムンスケミカル株式会社 湘南工 場	須賀 2654-1	2階以上の 共用部分	須賀新田 地区住民
5 7	馬入本町 自治会	マーレTAKE I 四番館	馬入本町 1-5	3～5階の通路及び階段部分	約 25 人
5 8	馬入本町 自治会	ハイツ蔵邸	馬入本町 12-13	3～4階の通路及び階段部分	約 20 人
5 9	馬入本町 自治会	グランシティユーレジデ ンス平塚	馬入本町 15-13	3～9階の通路及び階段部分	約 320 人
6 0	榎木町中堂 自治会	メゾン榎木町	榎木町 4-40	3～4階の 通路及び階段部分	約 35 人
6 1	榎木町中堂 自治会	日産車体株式会社 本社 本館	堤町 2-1	屋上部分	約 705 人
6 2	観音町第一 自治会	マーメイド湘南	四之宮 3-25-32	3～4階の通路及び階段部分	約 45 人
6 3	東町 自治会	レオグランデ	四之宮 4-1-2	3～9階の通路及び階段部分	約 180 人
6 4	東町 自治会	エスポワール1	四之宮 4-3-33	3～4階の通路及び階段部分	約 60 人
6 5	東町 自治会	スカイグランデ	四之宮 4-1-16	3～8階の通路及び階段部分	約 305 人

3-35⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表

令和6年12月現在

施設名	住所	備考
平塚ラスカ	平塚市宝町1-1	市指定
ひらつか市民活動センター	平塚市見附町1-8	市指定
Super D'STATION 平塚駅前店	平塚市紅谷町13-1	市指定
神奈川県平塚合同庁舎	平塚市西八幡1-3-1	県指定
神奈川県平塚保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	県指定
平塚文化芸術ホール	平塚市見附町16-1	市指定

3-35⑥ 福祉避難所一覧

令和7年4月現在

施設名	住所
平塚栗原ホーム	平塚市立野町31-20
平塚市余熱利用施設	平塚市大神4-20-8
平塚市南部福祉会館	平塚市袖ヶ浜20-1
平塚市西部福祉会館	平塚市公所868
神奈川県立平塚盲学校	平塚市追分10-1
神奈川県立平塚ろう学校	平塚市大原2-1
神奈川県立平塚支援学校	平塚市寺田縄590
神奈川県立湘南支援学校	平塚市御殿4-14-1

3-36 避難行動要支援者(要介護高齢者)緊急受入先施設一覧表

令和7年2月

No	法人名	施設名	施設所在地	電話番号
1	(福) 富士白苑	特別養護老人ホーム平塚富士白苑	平塚市唐ヶ原1	61-1841
2	(福) 伸生会	平塚特別養護老人ホーム 伸生会デイケアセンター 平塚養護老人ホーム	平塚市御殿2-17-42	31-6979
3	(福) 研水会	高根台ホーム 万田 デイサービスセンター	平塚市 万田 3-18-10 平塚市 万田 3-15-5	31-4972 36-6601
4	(福) つちや社会福祉会	ローズヒル ローズヒルケアセンター つちやホーム ローズヒル東八幡	平塚市 土屋 2198-7 平塚市 土屋 2198-7 平塚市 土屋 2196-1 平塚市 東八幡 4-19-14	58-6677 58-6872 58-6624 75-8710
5	(福) 恵伸会	サンレジデンス湘南 サンレジデンス湘南 デイサービスセンター	平塚市 田村 2-11-5	54-7007
6	(福) 湘南曾寿会	豊田 敬愛ホーム 豊田 デイサービスセンター	平塚市 南豊 田 85-1	36-0632
7	(福) 恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	袖ヶ浜 デイサービスセンター	平塚市 袖ヶ浜 20-1	21-3993
8	(福) 岡崎福祉会	岡崎 ケアセンター	平塚市 岡崎 447	59-2288
9	(福) 湘南 富士見会	桜ヶ丘 ケアセンター	平塚市 桜ヶ丘 9-41	30-1212
10	(福) 則信会	デイサービスセンターういすたりあ ケアハウスういすたりあ	平塚市 西真土 4-23-35	51-2900
11	(福) 平塚あさひ会	デイサービスセンターれんげの郷 特別養護老人ホームれんげの郷 デイサービスセンターれんげの郷 山下 特別養護老人ホームれんげの郷 アネックス	平塚市 公所 705-1 平塚市 山下 3-22-43 平塚市 公所 464-1	50-3465 36-6106 58-4827
12	(福) 湘南 敬友会	特別養護老人ホーム 陽だまりの丘	平塚市 岡崎 4015-1	59-6655
13	(福) いさいき福祉会	ラポール 平塚	平塚市 四之宮 1-15-32	25-2773
14	株式会社学研ココファン	ココファンメゾンあさひ ココファンメゾン湘南平 ココファンリビング湘南こゆるぎ ココファンメゾン四之宮 ココファンメディカルタウン湘南 四之宮 ココファンレジデンス平塚やさか ココファン湘南平塚 ココファン湘南平塚式番館	平塚市 万田 3-32-3 平塚市 万田 2-28-7 平塚市 万田 1-21-10 平塚市 四之宮 1-3-66 平塚市 四之宮 1-3-57 平塚市 西八幡 2-17-31 平塚市 平塚 1-2-2 平塚市 錦町 22-6	30-3033 30-0343 35-6063 25-5117 20-5535 73-8080 33-6812 23-4481
15	(福) 藤心会	特別養護老人ホームふじの郷	平塚市 大島 190	26-3130
16	(福) 和心知会	特別養護老人ホームわしんち元気・平塚	平塚市 片岡 833-10	79-8660
17	(福) カメリア会	特別養護老人ホームカメリア桜ヶ丘	平塚市 桜ヶ丘 5-26	36-5911
18	(福) 湘光会	特別養護老人ホームあしたば	平塚市 真田 2-7-21	63-3743
19	湘南 乃えん株式会社	湘央グループホーム えん 湘央ケアホーム えん	平塚市 豊原町 14番17号	30-6150 30-6160

3-37 避難行動要支援者(障がい者)緊急受入先施設一覧表

令和7年2月

No	法人名	施設名	施設所在地	電話番号
1	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会	平塚ふじみ園	平塚市四之宮 6-15-1	55-1300
2	(福) 貴峯	貴峯荘	平塚市達上ヶ丘1-9	31-0617
		貴峯荘湘南の丘		
3	(福) 至泉会	精陽学園	平塚市城所922	54-5312
		ソーレ平塚	平塚市寺田縄265-1	59-3933
4	(福) 小百合会	アグネス園	平塚市追分9-47	79-6761
		こども園にじ	平塚市田村4-24-5	54-1613
5	(福) 進和学園	進和万田ホーム	平塚市万田2-29-16	32-5418
		進和やましろホーム	平塚市高根3-16-5	33-3500
		進和あさひホーム	平塚市高根3-16-6	35-4747
		はばたき進和	平塚市土屋2967	58-6681
		サンメッセしんわ	平塚市高根3-16-7	35-3800
		しんわルネッサンス	平塚市上吉沢1520-1	58-5414
		しんわグループホーム	平塚市万田2-12-19	33-0979
6	(福) 日辰会	ロータス授産センター	平塚市出縄336-5	35-7200